



制の創設、避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等を行うことといたしておられます。

第三に、資産課税につきましては、相続税の基礎控除の引き下げ及び最高税率の引き上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し及び相続時精算課税制度の拡充を行うとともに、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納稅猶予制度の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設等を行ふことといたしております。

第四に、納稅環境整備について、延滞税等の見直し等を行ふことといたしておられます。

第五に、土地の売買等に係る登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行ふことといたしておられます。

出控除、交際費課税、贈与税に関する検討規定をこのほか、附則において、寄附金税制、特定支設けることといたしておられます。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 次に、古本伸一郎君。

〔古本伸一郎君登壇〕

○古本伸一郎君 私は、提出者を代表して、消費税率の引上げが国民生活及び

影響を踏まえ早急に講すべき措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

民主党、自由民主党、公明党は、社会保障・税

一体改革の残された課題につきまして、年明け早々より、二十五年度改正の項目も含め、協議を行つてまいりました。

与党側は、民主党が主張する消費税の引き上げ対策に関し、平成二十五年度改正で一部は対応しつつも、残された課題につきましては平成二十六年度改正に先送りとしたため、対策は不十分なままとなつております。  
消費税引き上げによる国民生活及び経済への影響を考えれば対策は急務であり、残された課題を解決する観点から、本法案を作成いたしました。  
以下、その概要を申し上げます。

本法案は、税制抜本改革法第七条に定める改革及び関連する諸施策のうち、特に、逆進性対策、医療、住宅、自動車に対する対策について、その期限、方向性を明確化するものでございます。

第一に、逆進性対策については、所得の少ない世帯ほど家計において消費税として支出する額の所持の額に対する割合が高くなる傾向にある消費

税の逆進性に鑑み、平成二十六年度以降、本格的な対策導入までの間は、いわゆる手続が簡素な給付措置で対応し、平成二十六年度までに本格的な対策の結論を出すことといたしております。

第二に、医療機関の損税の問題につきましては、医療機関等における高額投資に係る消費税の負担に係る措置等について、平成二十五年末までに結論を出することとしております。

第三に、住宅対策であります。

取引価額が高額であり、消費税率の引上げに伴う税負担が大変重いこと、経済への影響が大き

いこと等に鑑み、住環境の変化及び住宅の需要の変化等も踏まえ、中低所得者層の負担緩和のための給付措置等について、速やかに対象者及び金額等の具体化を行ふことといたしておりました。

第四に、自動車対策については、取引価額が高いこと、消費税率の引き上げに伴う税負担が重

いこと、経済への影響が大きいこと、国内雇用への影響等に鑑み、平成二十六年三月末に自動車重量税をさらにグリーン化する、都道府県及び市町村の財政に影響を与えないよう措置を講ずることとしております。

第五に、前に述べました項目以外で、税制抜本改革法第七条に定められている措置につきましては、できる限り早急に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものといたしております。

第六に、前回の質問でございました。小泉総理は、消費税率について、私の在任中は得税を廃止する、平成二十六年三月末に自動車重量税をさらにグリーン化する、都道府県及び市町村の財政に影響を与えないよう措置を講ずることとしております。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

権、民主党政権下、平成二十四年、昨年ようやく、三党合意によつて、消費税引き上げを初めとする関連八法案が成立いたしました。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

税影響緩和法案について質問をいたします。（拍手）

平成十六年四月、消費税のいわゆる外税から内の影響等に鑑み、平成二十六年三月末に自動車重量税をさらにグリーン化する、都道府県及び市町村の財政に影響を与えないよう措置を講ずることとしております。

一方、平成二十一年度所得税制改正法附則百四条で、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」と明記され、当時の麻生政権も先送りにしてしまい、前政

税、総額表示への変更に伴つて、消費税の税率引き上げの準備が整つたと言われましたが、当時の小泉総理は、消費税率について、私の在任中は上げない、今から上げると歳出の見直しが緩むと強調いたしました。



そこで、民主党は、租特等の適用実態を明らかにする租特透明化法を成立させ、本年、同法に基づく適用実態調査が初めて国会に提出されるに至りました。報告書を見ると、適用件数がゼロ件のもの、適用が特定の業界に偏ったものなどが見られます。

税制を公平なものとしていくためにも、効果が不透明な措置等は大胆に廃止していくべきと考えますが、租特の適用実態調査結果に関する報告書を踏まえ、財務大臣の御見解を伺います。

経済好転、デフレ脱却に対する思いは、民主党が野党に転じても、いささかもその思いは減ずることはありません。決めるものは決める、前へ進める国会に。正すべきものは正す。国会同意人事についても、現実的な対応にルール変更をした上、日本銀行総裁、副総裁同意人事についても、きょう、あとと衆参本会議で結論が出されます。

新政権の最大の懸念は財政規律が緩む点であり、ハイパーインフレ、金利急上昇はないと総理は発言しましたが、あと一社、格付会社が格付を今より一段階下げれば外資保有の国債は二割がりスクボイになることなど、日本の経済財政金融政策はナロー・パスであり、極めて限られていることは、政権交代しても変わりはありません。

また、一括交付金がひもつき補助金に逆戻りした点は、地域経済が日本経済の牽引役に期待したものをおろきるものであり、成長戦略の三本目の矢である成長戦略の柱をなす規制改革に農業が省かれている点、あるいは、民主党政権が法案提出した電波のオーケーションに後ろ向きの点など、正すものは正していかなければなりません。

安倍総理がこの本会議で発言した財政健全化法

提出を検討事項と後日訂正したり、国、地方のブ

ライマリーバランス目標は言及しても、国のブライマリーバランス目標が決められていない状況や、経済財政諮問会議の今後の検討課題でその後取り組むべき検討事項としている点など、重ねて、財政規律を守る点については再度先送りしないよう求めて、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武正公一議員にお答えをいたします。

社会保障・税一体改革の精神についてのお尋ねがありました。

消費税の引き上げを含む社会保障・税一体改革は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組む改革であり、引き上げ分は、全額社会保障の充実と安定化に向け、社会事業に充てることとしておりました。

三党実務者協議においては、精力的に議論が行なわれているということを承知しておりますが、社会保障・税一体改革はこの趣旨を踏まえたものであり、消費税の引き上げ分は、全額社会保障財源化し、公共事業に充てることはできません。また、社会保障改革につきましては、今後とも、三党合意や社会保障制度改革推進法の規定などを基づき、着実に推進してまいりたいと考えております。

なお、平成二十五年度予算における公共事業関係費の増額についての御指摘がありましたが、御存じのように、地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額の影響などを勘案すれば、実質的には前年度と同水準となつており、財政健全化に向けた取り組みが後退したわけではありません。

したがって、社会保障と税の一体改革の精神を置き去りにしているとの御指摘は当たらないと存じます。

簡素な給付措置についてのお尋ねがあります。

今後、経済財政諮問会議において、中長期の財政健全化を実現するための取り組みのあり方や、経済再生との両立を実現するための道筋について検討を進めます。こうした検討を踏まえ、年次骨太方針において、その成果をお示ししてまいります。

中期財政計画の具体化の時期や内容について

は、そうした検討状況を踏まえて判断をしてまいります。

以上であります。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 社会保障と税の一体改革の精神についてのお尋ねがありました。

平成二十一年度税制改正法附則第百四条は、社会保障の安定財源確保と持続可能な財政構造の確立を旨として、税制の抜本改革を行うことを明らかとしたものであります。

社会保障・税一体改革はこの趣旨を踏まえたものであり、消費税の円滑な転嫁の確保や事業者の事務負担への配慮、また、消費者への配慮の観点を踏まえつつ、総額表示義務を時限的に強化する考えが示されていることを承知いたしました。

価格表示のあり方につきましては、与党における議論において、消費税の円滑な転嫁の確保や事業者の事務負担への配慮、また、消費者への配慮の観点を踏まえつつ、総額表示義務を時限的に強化する考えが示されていることを承知いたしました。

政府としても、与党における議論を十分に踏まえ、適切に検討を進めてまいりたいと考えております。

住宅購入者に対する支援についてのお尋ねもあります。

住宅ローン減税の恩恵が限定的となると思われる低所得者に対する給付の具体的な内容につきましては、与党税制改正大綱において、税制措置とあわせた全体の財源を踏まえながら検討を進め、できるだけ早期に、遅くともこの夏にはその姿を示すとされております。

したがって、議員御指摘のように、住宅取得に係る給付につきましては、税制改正大綱を踏まえ、その姿ができるだけ早期に消費者や事業者に対して示していく必要があるものと考えております。

予算編成過程において、立法措置を含め、具体化を検討することとされております。

その後、本年二月の三党合意において、低所得者対策につきましては、引き続き協議を行うこととされているところであり、簡素な給付措置の具体的な内容についても、与党間及び三党間での議論を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

官報 (号外)

また、住宅ローン減税の対象とならない購入層への支援につきましては、税制面では、二十五年度税制改正において、住宅ローンによらず自己資金で認定住宅を取得した場合や、省エネなどの一定の住宅のリフォームを行った場合の減税を拡充することといたします。

いざれにいたしましても、今後、さまざまな観点から検討をしていきたい、さように考えております。

消費税引き上げ時の自動車対策についてのお尋ねがありました。

自動車に関しては、今般の与党税制改正大綱において、車体課税につきましては、財源を確保して、一層のグリーン化などの観点から見直しを行うとの方向性が示されています。税制改革法第七条の規定や与党大綱で示された方向性を踏まえ、平成二十六年度税制改正に向け、検討しております。

附則に盛り込まれた検討条項についてのお尋ねもありました。

御指摘の附則におきましては、検討の期限、基本的方向性を示しているところであります。寄附金税制については、これまで講じられた施策の効果などを踏まえつつ、対象範囲を含めて、平成二十五年度中に、また、特定支出控除につきましては、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた施策の効果などを踏まえつつ、平成二十六年度中に、交際費課税につきましては、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、対象範囲を含め、平成二十五年度中に、贈与税につきましては、資産の若年世代への早期移転の促進、消費拡大を通じた経済の活性化、格差の固定化の防止などの観点から、非課

税財産の範囲の明確化も含め、平成二十五年度中に、それぞれ、財源を含めて検討を行つてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、租特の適用実態調査結果についてのお尋ねがありました。

御指摘の適用実態調査につきましては、平成二十二年三月に成立した租特透明化法に基づき、三月一日、第一回目の報告を国会に行つたところであります。

対象となります租税特別措置八十五項目ごとに、業種別、所得階級別の適用額や適用件数などが示されておりまして、適用を受けた法人数は約九十二万法人となっております。

こうした情報は、租税特別措置の効果の検証などにも有用であり、今後、年々蓄積する調査結果を活用して、不斷の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

〔玉木雄一郎君登壇〕

○玉木雄一郎君 武正議員の質問にお答えしました。

住宅対策についてお尋ねがありました。

住宅は取得価額が高額であり、また、住宅産業は裾野が広いことから、駆け込み需要とその反動減が起きた場合には、経済に与える影響は甚大なものと予想されます。

また、今般の政府提出税制改正法案による住宅ローン減税は、その恩恵が限定的です。

そこで、本法案第四条においては、中低所得者に対する補完的な措置として給付措置を実施するため、本法案の施行後速やかに給付の対象者、額等を具体化するための検討を行い、本法案の施行に迫った消費税八%段階では、簡素な給付措置で設計が必要であり、議員御指摘のとおり、一年後に対応していくことが現実的です。簡素な給付措置の実施に当たつても、国民各層への周知、給付事

要の変化に応じて、住宅ローン減税の対象とならない購入層への支援も、きめ細かな給付措置などを通じて行う必要があると考えます。

自動車は、地方において欠かせない移動手段であります。

自動車対策についてお尋ねがありました。

自動車は、地方において欠かせない移動手段であり、国民生活に直接かかわるものですが、高額であり、消費税引き上げによる国民負担は大きく、また、自動車産業は基幹産業であることから、国内産業及び雇用への影響も大きくなることが予想されます。

そもそも、自動車取得税は消費税導入時には整理されず、二重課税の問題が放置されてしましました。同様に、自動車重量税のいわゆる当分の間税率についても、道路特定財源の廃止により、本来整理されるべきものであります。

このため、本法案第五条においては、平成二十六年三月三十一日までに、自動車取得税の廃止、自動車重量税の当分の間の特例税率を廃止し、自動車重量税をさらにグリーン化することを定めています。

なお、これらの措置で生じる都道府県及び市町村の減収分を埋めるための措置を政府に義務づけております。(拍手)

○鷲尾英一郎君 武正議員の御質問にお答えします。

逆進性対策についてお尋ねがございました。

そこで、本法案第四条においては、中低所得者

に対する補完的な措置として給付措置を実施するため、本法案の施行後速やかに給付の対象者、額等を具体化するための検討を行い、本法案の施行に迫った消費税八%段階では、簡素な給付措置で設計が必要であり、議員御指摘のとおり、一年後に対応していくことが現実的です。簡素な給付措置の実施に当たつても、国民各層への周知、給付事

務を担う地方自治体との協議に要する時間を考慮すると、早急に結論を出す必要があります。

そこで、本法案第二条第二号においては、「簡素な給付措置を実施するため、平成二十五年十二月三十一日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずること」としております。

總額表示の見直しについてお尋ねがございましたが、税制抜本改革法第七条に、検討課題として明記しております。

外税の方が消費者に説明しやすく、価格転嫁しやすいとの声がある一方で、内税が定着した小売業界からは、外税はかえって混乱するとのヒアリングも受けています。

中小零細企業にとっては、税の価格転嫁は、事業収益を大きく左右する要素の一つであります。消費税率引き上げが一年後に迫っていることから、事業者の意見なども聴取して議論し、早急に結論を得るべきであると考えます。(拍手)

○講長(伊吹文明君) 桜内文城君。

〔桜内文城君登壇〕

○桜内文城君 日本維新の会の桜内文城です。所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に関し、日本維新の会が提唱する、日本を強く賢くする税制とは何かという観点から、以下、質問いたします。(拍手)

まず、安倍総理にお尋ねします。

複数税率と給付つき税額控除のいずれを行つにしても、国民生活への影響を踏まえた十分な制度設計が必要であり、議員御指摘のとおり、一年後に対応していくことが現実的です。簡素な給付措置の実施に当たつても、国民各層への周知、給付事

た。今、改めてこれらの法律を見ると、消費税の増税以外、社会保障と税の一体改革とは名ばかりで、社会保障関係費の圧縮や、そのための年金、医療、介護保険制度の抜本改革は、全て社会保障制度改革国民会議に先送りされたことが一目瞭然です。

特に、社会保障制度改革推進法二条三号において、「年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること」とされたにもかかわらず、現実は真逆で、平成二十五年度一般会計予算においても、年金十兆六千億円、医療十兆六千億円、介護一兆五千億円、これら三分野合計で二十三兆円を超える一般財源が、社会保障給付の補填のために投⼊されています。

そもそも、年間六十兆円を超える社会保険料の大半を、働き盛り世代、そして若者世代が負担し、それがそのまま高齢者世代に所得移転されて

いるだけでなく、一般財源としても、二十三兆円という、国税収入の半分を超える金額がそのまま高齢者世代に所得移転されているのです。このように、硬直化し、一部の階層の既得権益と化した社会保障制度そのものを抜本的に見直さない限り、世代間格差のは是正も、財政の健全化も、絵に描いた餅に終わることででしょう。

我々日本維新の会は、世代間格差を是正するため、即時に積立方式に移行する新たな公的年金制度とともに、世代別勘定を設置した新たな公的医療保険制度の法案を準備しています。一般会計から移転される社会保障関係費を最小限度に抑制する安定的な社会保障制度を二日も早

く確立すべきだと考えますが、安倍総理の御見解をお尋ねいたします。

世代間格差のは是正のためには、高齢者世代に偏在する個人金融資産を、働き盛り世代、そして若者世代に移転することも重要なと考えます。

日本銀行の資金循環統計によれば、昨年九月末の個人金融資産残高は一千五百十兆円、そのうち約一千兆円を保有するのが六十歳以上の世代です。

先ほども指摘したとおり、高齢者世代の保有する個人金融資産の少なからぬ部分が、働き盛り世代、そして若者世代からの所得移転によって形成されたと考えられることから、公的年金制度を維持するための財源として、年金目的の特別相続税を創設すべきではないでしょうか。

本税制改正法案においても、相続税の課税ペースの拡大が盛り込まれています。基礎控除を、現行の五千万円プラス一千万円掛ける法定相続人人数というものから、三千万円プラス六百万円掛ける法定相続人數に引き下げるとの内容です。

新たに創設する年金目的の特別相続税としては、例えば、相続対象の金融資産全額を広く課税ベースとする一方、一律一〇%の税率とすることを想定しています。

現在、年間に発生する相続額約五十兆円のうち、金融資産がほぼ半分ですので、年金目的の特別相続税の収取は約二・五兆円と試算されます。この金額は、年金の国庫負担三分の一を維持するためには必要な金額とほぼ見合っており、年金財政の改善に大いに寄与するものと考えられます。

このような世代間格差のは是正を目的とする資産課税の強化について、安倍総理の見解をお尋ねします。

ます。

次に、我々日本維新の会の党はともいうべき道州制の導入のためにも必要不可欠な、地方への税源移譲についてお尋ねします。

我々日本維新の会は、小さな政府、それでいて強く賢い中央政府をつくり上げるために、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に任せらるべきだと考えています。

大阪都構想を初めとする都市再生、そしてその最終形としての道州制に移行するという統治機構の大改革を実現するためにも、消費税を全額地方税化するとともに、地方交付税にかわる新たな財政調整制度として、地方共有税を創設すべきだと考えます。

地域間に偏在が少なく、景気動向に収支が左右されない安定的な消費税を地方税化することによるものから、三千万円プラス六百万円掛ける

消費税の全額地方税化で困るのは、最大の権力の源泉である地方交付税制度が廃止される旧自治官僚、そして苦労に苦労を重ねて消費税増税をかけ取った財務官僚だけです。

安倍総理は、我が党の藤井孝男議員の代表質問に対し、道州制の導入は、地域経済の活性化や行政の効率化などを目指し、國のあり方を根底から見直す大きな改革と評価する旨の答弁をされました。

であるならば、官僚の抵抗を排し、道州制の導入のための一丁目一番地である地方への税源移譲、特に、消費税の地方税化を進めるのか否か、安倍総理の見解をお尋ねします。

消費税の全額地方税化というと、ただでさえ苦しい国の財政がもたないという反論が霞が関から飛んできますが、実は、彼らの敵は本能寺にあります。消費税の全額地方税化と必ずセットになる安部総理の見解をお尋ねします。

消費税に関連して、麻生財務大臣にお尋ねします。

仮に、道州制を実現し、消費税を道州の独自財源とする場合、それぞれの道州が自立的な統治と自治体経営を行うため、各道州が独自に消費税率を設定することから、必然的に複数税率となりま

また、消費税増税に関する昨年の自民、公明、民主の三党合意、そして、今般、民主党が单独提出した法案にもあります。消費税の逆進性対策として、複数税率の導入の検討がうたわれています。

現行消費税の単一税率のもとでは、帳簿上の勘定科目ごとに仕入れ税額控除額を仮定計算していますが、複数税率を導入する場合、適用税率と税額を記載したインボイスがなければ、適正な仕入税額控除額の計算は著しく困難になります。

他方、経済産業省が政府税調に提出した資料によれば、日本税理士連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会等の業界団体は、軒並み、事務負担の増大を理由にインボイス制度の導入に反対しており、このままでは、複数税率の導入も共倒れになってしまいます。

しかし、インボイス方式の導入が事務負担の増大を招くというのは、大きな誤解です。

現に、EU諸国では当初からインボイス方式を導入しており、日本では無理だという議論は成り立ちません。また、会計士補の資格を持つ私自身の経験に照らしても、単にインボイスに記載されている仕入れ税額を足し算するだけのインボイス方式よりも、帳簿上の勘定科目ごとに複雑な仮定計算を経て仕入れ税額控除額を算出する現行方式の方が、むしろ事務負担は大きいと思われます。

地域ごと、または品目ごとに複数税率を可能とする観点から、インボイス方式を導入すべきと考えますが、麻生財務大臣の見解をお尋ねします。

世界じゅうから資本を呼び込み、グローバル競争に打ちかつことのできる強い経済をつくり上げ

るため、法人税の実効税率を大幅に引き下げるべきだと考えます。

特に、さきに述べた大阪都構想を初めとする都市再生、そしてその最終形として道州制に移行する場合、法人税特区を設置し、その特区の独自性に応じて指定する業種について、法人税率そのものの引き下げ、または投資税額控除、再投資税額控除、雇用促進税制等を大幅に深掘りすることによって産業競争力を強化すべきと考えますが、安倍総理の見解をお尋ねします。

法人税に関連して、再び麻生財務大臣にお尋ねします。

グローバル化した経済環境のもと、インターネットを通じた電子商取引や電子書籍、音楽コンテンツのダウンロード販売が爆発的に増加しています。先月二十一日の朝日新聞によれば、インターネット通販世界最大手アマゾンの二〇一二年の日本国内での売上高が約七千三百億円だったことが、アメリカの証券取引委員会に提出した報告書で明らかになつたと報じられています。

しかし、同社は、日本国内において事業所得に係る課税の根拠となる恒久的施設を有していないことから、事業所得に対する課税が全くなされない状態が続いている。

また、日本国外にあるサーバーからダウンロードする電子書籍や音楽コンテンツの場合、国外取引として、消費税も課税されません。

したがつて、このような会社、外国法人が日本国内で獲得した利益のほとんどは、国内に残ることなく、全て海外に流出しているのが現状です。

私自身、財務省の主税局国際租税課での勤務経験があり、国際課税における租税競争には大変難

しい側面があることも十分に認識しているつもりですが、日本国内での企業活動によって相当の利益を得ながら事業所得に係る税を支払っていない外国企業については、例えば取引高税の創設により、法人税額相当額の外形標準課税を行うべきだと考えますが、麻生財務大臣の見解をお尋ねします。

最後に、個人所得税について、安倍総理にお尋ねします。

我々日本維新的会は、活力ある経済社会を取り戻すため、働き盛り世代、そして若者世代が、グローバルな競争環境の中で充分にチャレンジできる土俵を税制という形でつくります。

個々人のライフサイクルの中で、所得も消費もピークを迎える働き盛り世代、子育て世代の税負担を軽減する必要があると考えます。

そこで、子育て支援目的の給付つき税額控除制度の導入や子供に関する扶養控除の復活を一日も早く実現すべきではないでしょう。

全ては日本の未来のため、我々国會議員が汗を流すべきだと考えます。日本の未来をつくる税制という観点から、安倍総理の所見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 桜内文城議員にお答えをいたしました。

社会保障・税一体改革についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組んでおり、既に、年金や子育て分野についての関係法案が成立しております。

現在、改革推進法に基づき、医療・介護分野を始めとして、国民会議で精力的に議論するなど、改革の具体化に向けて取り組みを進めているところです。

改革を進めるに当たっては、少子高齢化の進展や社会保障費の急速な増大など、社会経済の変化への対応が迫られていることから、給付の充実と受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の構築を目指してまいります。

改革を進めるに当たっては、少子高齢化の進展や社会保障費の急速な増大など、社会経済の変化への対応が迫られていることから、給付の充実と受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の構築を目指してまいります。

改革を進めるに当たっては、少子高齢化の進展や社会保障費の急速な増大など、社会経済の変化への対応が迫られていることから、給付の充実と受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の構築を目指してまいります。

源化されるとともに、年金、医療、介護、子育てといった社会保障における役割分担に応じて、国と地方にそれぞれ配分することとされました。

この消費税を全額地方に移管するのであれば、社会保障について地方に大きな責任を負つていたらしく必要がありますが、これは、結果的に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないことをから、極めて慎重な検討が必要と考えております。

法人税の実効税率の引き下げについてお尋ねがありました。

我が国企業の国際競争力の向上等を通じ、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、二十三年度税制改正において、法人実効税率を5%引き下げるとしており、復興特別法人税の適用終了後の平成二十七年度以降にこれが実現します。

法人課税については、税制抜本改革法において、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引き下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、そのあり方について検討することとしており、この方針に沿って検討してまいります。

また、道州制への移行を前提とした法人税特区の御提案については、道州制のあり方との関係、その政策目的や有効性、経済への影響、実行可能性などについて、幅広く検討する必要があると考えています。

子育て世帯の負担軽減についてお尋ねがありました。児童手当を含め、子育て世帯に対する財政上または税制上の措置等については、自民党、公明党、民主党による三党で議論が積み重ねられてきました。

たところであります。

その結果に基づいて、昨年三月に成立をした改正児童手当法の附則においては、児童手当の支給や扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その規定が設けられているところです。政府としては、この法律の規定や公党間の議論も踏まえ、しっかりと検討してまいります。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) インボイス制度についてのお尋ねがありました。

複数税率のもとで、事業者が適正に仕入れ税額の計算を行うためには、適用税率と税額が記載された、いわゆるインボイスが必要になると承知をいたしております。

インボイス制度を含め、複数税率の導入に当たっては、さまざまな課題について、既に与党の調査委員会において議論が開始されていると伺っております。政府としては、与党における議論を十分に踏まえた上で、検討を行っていく必要があります。

外國企業に対する外形標準課税についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、国内に支店などの恒久的施設を持たない外國法人の事業所得については、課税対象外となっております。

グローバル化した経済環境のもとでのこうした企業に対する課税のあり方につきましては、OECD等の国際機関において議論がなっています。そうした議論を踏まえつつ、外国企業に対する適正な課税の確保に努めてまいらね

ばならぬと考えております。

なお、お尋ねの外形標準課税についてですが、一般論として申し上げれば、新たな税制を検討す

一方で、少子高齢化が進展する中で、安定した社会保障財源を確保するとともに、財政健全化への道筋を確立することも、避けて通れない課題となっています。そうした観点から、昨年の三党合意に基づく、所得課税や資産課税について所要の措置を講じるとともに、消費税引き上げに伴う対策も盛り込まれています。

法案決定に先立ちまして、与党と民主党とで協議が行われ、附則に四項目の検討事項を加えるとともに、国民生活に影響を及ぼさないために年内成立が必要であることを確認し、そのため誠に對処することで合意をされています。良識のある判断だと評価をしています。この合意の趣旨が尊重され、円滑な審議が行われて、年度内に成立することを強く期待するものであります。

まず、消費税関連について御質問いたします。昨年の三党合意では、低所得者対策として、給付つき税額控除と複数税率制度について検討することとされています。公明党は、食料品、新聞等の生活必需品について軽減税率を適用することを提案していることは、御承知のとおりであります。

公明党は、一月に与党内で取りまとめた税制改正大綱において、消費税率の一〇%引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すこととなりました。そのため、与党税制協議会に軽減税率調査委員会を設置し、導入に向けての課題等について検討をしていくこととなり、既に調査検討が始まっています。

そのため、与党税制協議会に軽減税率調査委員会を設置し、導入に向けての課題等について検討をしていくこととなり、既に調査検討が始まっています。そのため、与党税制協議会に軽減税率調査委員会を設置し、導入に向けての課題等について検討をしていくこととなり、既に調査検討が始まっています。

消費税導入の歴史の古いヨーロッパの主要国やアメリカの多くの州では、食料品等の生活必需品に低い税率を適用しています。こうした先例は、消費税への国民の理解をていく知恵だと思っております。

また、特定の者に給付を行うとなると、所得の捕捉が公平、正確に行われているのか、また、保有している資産の多寡が考慮されていないのではないか、そういう納得が得られにくい面もあるのではないかでしようか。

それに比べて、軽減税率は、消費をする者全てに公平に適用される、透明性が高く、公平感の得られやすい制度だと考えます。総理の御所見をお伺いいたします。

消費税率が引き上げられるときに、適正、円滑に転嫁され、中小・小規模事業者が不利益をこうむることがないようにしておくことが重要であります。

過去には、買い手と売り手の力関係によって、転嫁を拒まれた、値引きを要求された、役務の提供を求められた、そういう事態が見受けられたことは承知しています。

公明党では、流通の各段階に携わる事業者からさまざま意見を伺い、それに基づく提言をお届けをいたしました。引き上げ時に混乱を来すことがないよう、早い段階から準備をしておくことが必要であります。

適正、円滑な転嫁対策についての総理の御所見をお伺いをいたします。

次に、ガソリンや酒類に関する税は、いわゆる庫出税がついてお尋ねいたしました。

ガソリンや酒類に係る税は、いわゆる庫出税で、税も取引価格に含まれ、それに消費税が課税される仕組みになっています。消費者や関係事業者からは、以前から、こうしたタックス・オン・タックスの見直しを求める声が多くあります。課税の仕組みから生ずる問題であります、価格の中に税金の占める割合の高い商品でもあり、消費税の引き上げ時に負担が大きくなり過ぎないよう配慮すべきではないでしょうか。財務大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、住宅取得税制についてお伺いいたします。

多くの人にとって、住宅は、人生で最も大きな買い物であります。そのため、これまでの消費税の引き上げ時前後に、駆け込み需要と反動減が生じました。

本法案には、税負担に伴う影響を平準化するため、所得税及び個人住民税における住宅ローン減税を延長、拡充することが盛り込まれています。

しかし、こうした措置によつてもなお税負担がふえる世帯に対して、給付の導入が検討されていると承知をしています。

この給付措置の対象、規模、内容についてどのように考へておられるのか、国土交通大臣にお伺いをいたしました。

本法案では、相続税の課税範囲の拡大や税率引き上げが行われることになります。

バブル期以降、地価の下落が続く中で基礎控除が据え置かれていたために、現在では、亡くなつた方の四・二%だけが課税されており、富の再分配機能が低下していると指摘されています。したがつて、今回の改正はやむを得ないものだと考えます。

しかし、地価の高い大都市部の農家等からは、相続税の課税強化によって、営農の承継、継続が困難になるとの懸念の声が上がっています。

それに対応するため、居住用宅地の適用範囲が拡大されることとなりました。それでも、多くの農家は、宅地内に農機具置き場などの農業用施設が設けられているために面積が大きく、しかも宅地の評価額が高いことから、多額の相続税が課されるのではないかと不安を感じています。

都市農業は、市民に新鮮な食料を供給するといえどではなく、貴重な緑や空間を提供することによって、環境、防災上も重要な役割を果たしています。

都市農業の重要性について、どのようにお考えか。また、都市部の営農が安定して継続できるよう税制であるべきだと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

安倍内閣では、個人の可能性が最大限發揮され、雇用と所得が拡大する国を目指してさまざまな施策を実行するとともに、経済界に対しても、給与を増額するよう働きかけを行っています。

本法案でも、労働分配を増加させた企業に減税を行う所得拡大促進税制の創設や、雇用促進税制の拡充が盛り込まれています。

こうした政府の方針に呼応し、経済見通しが善をする中で、多くの企業で給与の増額を決定しています。所得の拡大が消費を喚起することによって、経済の好循環が生まれ出されるものと期待をしています。しかし、こうした動きは、今のところまだ限定的であります。さらなる取り組みが必要と考えます。

今後の方針について、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、本法案では、株式の配当や譲渡益の軽減されることと、課税改正在において導入をされたものですが、三年間という短期間では、証券会社、投資家双方にとってメリットが少なく、効果が期待できぬと判断をして、制度の期間を十年間に延長し、毎年百万円を上限として、株式等を新たに取得してから五年間非課税とするものであります。

この制度の目的及び期待される効果について、定められています。

この措置は、平成二十一年度税制改正において三年間の时限措置として導入をされたものですが、三年間という短期間では、証券会社、投資家双方にとってメリットが少なく、効果が期待できぬと判断をして、制度の期間を十年間に延長し、毎年百万円を上限として、株式等を新たに取得してから五年間非課税とするものであります。

この制度の目的及び期待される効果について、定められています。

また、公社債等の利子、譲渡損失と上場株式等の所得との金融商品間の損益通算範囲の拡大など、金融所得課税一体化を進める措置が講じられており、金融担当大臣の御所見を伺います。

また、公社債等の利子、譲渡損失と上場株式等の所得との金融商品間の損益通算範囲の拡大など、金融所得課税一体化を進める措置が講じられており、金融担当大臣の御所見を伺います。

今後の金融・証券税制のあり方について、金融担当大臣の御所見をお伺いいたします。

なお、民主党提出の法案については、今後の検討項目を示した内容でありますので、現時点で特に質問はございません。

冒頭申し上げましたとおり、本法案には、経済再生のために重要な税制改正項目が数多く含まれています。また、年度末で期限切れとなる租税特別措置の延長も盛り込まれております。

審議の促進と年度内成立、その必要性をお訴えし、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

## 〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 上田勇議員にお答えいたします。

消費税の軽減税率等についてお尋ねがあります

た。

消費税の軽減税率や低所得者の方々への給付については、税制抜本改革法に基づき、その導入に当たってのさまざまな課題について、与党税制改正大綱や与党における御議論を踏まえつつ、検討を行っていく必要があると考えております。

与党においては、既に軽減税率の調査委員会を設置して議論を開始されていると伺っており、政府としても、与党における調査等への必要な協力をを行つてまいりたいと考えております。

消費税の転嫁対策についてお尋ねがあります

た。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じることのないよう、政府としては、中小・小規模事業者を含め、事業者の実態を十分に把握しつつ、御党の提言を初め、与党における御議論を十分に踏み、強力かつ実効性のある転嫁対策の具体化に向け、法案の提出を含め、しっかりと取り組んでまいります。

都市農業と相続税についてのお尋ねがあります

た。

都市農業は、新鮮な食料を供給するほか、憩いの場の提供や防災空間の機能など多様な役割を果たしており、都市農業の振興を図つていくことは重要な課題と認識しております。

こうした観点から、二十五年度税制改正においては、相続税について、小規模宅地等の減額特例を拡充するなど、都市農業にかかる方々への配

慮も行つております。

今後とも、都市農業の安定的継続の観点も踏まえ、税制を考えいく必要があると考えております。

経済の好循環を実現するための取り組みについてお尋ねがありました。

経済の好循環に向けては、企業の収益力向上の成果が適切に労働者にも分配されることが重要です。

このため、私から、可能な限り報酬の引き上げを行つてほしいと産業界に直接要請を行いました。また、平成二十五年度税制改正において、利益を従業員に還元する企業を支援することとしております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

既に、企業においては、この方針に御賛同いた

だき、従業員の報酬を引き上げる動きも次々と広がっております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) ガソリンや酒類に係る個別間接税と消費税の関係についてのお尋ねがあつております。

御指摘のとおり、住宅ローン減税の延長、拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、消費税の増加を緩和する上で、適切な

給付措置を講ずる必要があるものと認識をしております。

給付措置の具体的な内容については、例えば、

対象となる住宅取得者の要件や、住宅にどのように

化、国民生活への影響などを勘案し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

少額投資非課税制度の拡充についてのお尋ねもありました。

少額投資非課税制度については、住宅取得に係る税負担の増加による影響を緩和する観点から、実のあ

るものにできるよう、しっかりと取り組んでまい

りました。

少額投資非課税制度、通称日本版ISA、イン

ディビジュアル・セービング・アカウントは、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済

成長に必要な成長資金の供給拡大を図るとの観点から、今回、大幅に拡充して創設するということにいたしております。これにより、家計の資産形

成の促進とデフレ脱却の後押しが図られ、これらが相まって好循環が発生することを期待しているところであります。

金融所得課税のさらなる一体化の推進についてのお尋ねもありました。

な性能を求めるべきかといった、さまざまな論点があり、現在、与党においても議論がなされています。そこで承知しています。

引き続き、与党における議論も踏まながら、

給付措置の内容については、住宅取得に係る税負担の増加による影響を緩和する観点から、実のあ

るものにできるよう、しっかりと取り組んでまい

ります。(拍手)

〔大熊利昭君登壇〕

○議長(伊吹文明君) 大熊利昭君。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案をお尋ねいたします。

ささまざま金融商品への投資から生ずる利益と損失を通算し、同一の税率で課税する金融所得課税の一本化を進めることは、簡素で中立的な課税の観点から、極めて重要であると考えております。

金融所得課税のさらなる一体化の推進についてのお尋ねもありました。

な性能を求めるべきかといった、さまざまな論点があり、現在、与党においても議論がなされています。

そこで承知しています。

引き続き、与党における議論も踏まながら、

給付措置の内容については、住宅取得に係る税負担の増加による影響を緩和する観点から、実のあ

るものにできるよう、しっかりと取り組んでまい

ります。(拍手)

〔太田昭宏君登壇〕

○議長(伊吹文明君) 太田昭宏君。

私は、みんなの党の大熊利昭です。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案をお尋ねいたします。

の原則に反し、取りやすいところから取り、国民からの風圧を避けるため行おうとするものではありませんか。

公平の原則、すなわち、本格的な所得再分配政策を行うのであれば、もつとより包括的な、各種控除の見直しも含む所得課税税制の見直しが必要なのであります。

簡素の原則についてです。

個人の所得把握については、年間給与五百万円以下の収入については、国税当局がその情報すら持つておらず、各地の市町村にのみ情報があります。

さらに、いわゆるマイナンバー法のもと、個人にマイナンバーが振られたとしても、上記のままで、引き続き所得の捕捉が税務当局によつてできなくなるままであるところから、マイナンバー制度が効率的に運用できないことになります。

こうした制度の欠陥を、将来の有用な制度の運用のために、あらかじめ修正しておくべきではないですか。

具体的な施策についてです。

所得税の最高税率の見直し以外にも、住宅ローン減税制度の拡充、延長等がございますが、これについても、やはり、消費税増税に向けた環境整備のために、単に国民からの風圧を避けるために行おうとするものではありませんか。制度を通じて、賃貸住宅に住む人々との新たな制度上の格差を生む政策なのではありませんか。住宅は賃貸でという転勤の多い世帯が持ち得る考え方あるいは

の原則に反し、取りやすいところから取り、国民からの風圧を避けるため行おうとするものではありませんか。

公平の原則、すなわち、本格的な所得再分配政策を行おうのであれば、もつとより包括的な、各種控除の見直しも含む所得課税税制の見直しが必要なのであります。

簡素の原則についてです。

個人の所得把握については、年間給与五百万円以下の収入については、国税当局がその情報すら持つておらず、各地の市町村にのみ情報があります。

こうした状況をそのままにした中で、例えば、給付つき税額控除を実施した場合、低所得ではあるものの高金融資産の者にまで給付が行われてしまふおそれがあります。

さらに、いわゆるマイナンバー法のもと、個人にマイナンバーが振られたとしても、上記のままで、引き続き所得の捕捉が税務当局によつてできなくなるままであるところから、マイナンバー制度が効率的に運用できないことになります。

こうした制度の欠陥を、将来の有用な制度の運用のために、あらかじめ修正しておくべきではないですか。

成長の後押しをするための筋道で、これをしないまま、非課税投資を可能にする日本版ISAを措置するというのは、森の状態を放置したままに個別の樹木を剪定しているようなものであります。もし実施するのであれば、その具体案においても、なぜ五年間で打ち切つてしまうのか、説明をお願いいたします。

また、口座は一人一口座に限定されているため、実務上の運用が煩雑で、名義貸しなどが起こり得るため、公平、簡素の原則にもどることを指摘いたします。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、払い出しが本当に教育資金であるか、領収証を証券会社がチェックするといいます

が、実効性は担保されていますか。いたずらに、本を取り込み、それにより雇用を拡大していくといふ発想はありますか。もあるという場合、それが今般の税制改正にはほとんど反映されていないのはなぜですか。

法人税等を約半分にしても、海外から日本に税引前利益五千億の企業に五十社来てもらえば、元は取れるのです。

環境関連投資促進税制についてです。

本年一月、日本取引所グループが発足しました。同取引所では、上場株式、債券以外にも各種のデリバティブも取引されており、日本の資本市場をリードするばかりではなく、日本における資

ライフスタイルを政府が阻害する結果をもたらすおそれはありませんか。また、税は簡素にという原則からも逸脱する政策ではありませんか。

金融・証券税制についてです。

そもそも、株式の配当は、法人税を支払った後

の利益の一部から支払われている状態が継続しており、二重課税の疑惑が継続しています。今回の改正は、その根本問題を放置しています。

現在、株価は上昇していますが、配当、譲渡益課税の軽減税率の本則化は、株式の取引に負の影響を与えます。

軽減税率の再延長から恒久化へとつなげるのが成長の後押しをするための筋道で、これをしないまま、非課税投資を可能にする日本版ISAを措置するというのは、森の状態を放置したままに個別の樹木を剪定しているようなものであります。もし実施するのであれば、その具体案においても、なぜ五年間で打ち切つてしまうのか、説明をお願いいたします。

また、口座は一人一口座に限定されているため、実務上の運用が煩雑で、名義貸しなどが起こり得るため、公平、簡素の原則にもどることを指摘いたします。

これららの施策を実行して、税制の簡素化を進めようという考えはありませんか。

法人課税についてです。

日本における法人税率等を世界で最も魅力的に設定することにより、グローバルな成長企業を日本に取り込み、それにより雇用を拡大していくといふ発想はありますか。もあるという場合、それが今般の税制改正にはほとんど反映されていないのはなぜですか。

平成二十五年度税制改正の基本的考え方についてお尋ねがありました。

平成二十五年度税制改正においては、現下の経済情勢等への対応や社会保障・税一体改革の着実な推進といった基本的考え方立脚し、成長と富の創出の好循環の実現を図る観点からの民間投資の喚起、雇用、所得の拡大等のための措置、所得の課税の見直し、震災からの復興を支援するための措置、円滑、適正な納税のための環境整備を図る措置などを盛り込んでいるものであり、総合的、場当たり的な改正といった御批判は当たらないと考えております。

なお、御指摘の三原則と個別の項目との関係について、担当大臣から答弁をさせます。(拍手)





まつておりますが、機械的に何が何でも引き上げるということではなく、一体改革の目的に沿つて、税収を確保できることが重要と考えています。

本年秋に、附則第十八条にのつとつて、名目及び実質の経済成長率等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案して判断していくことになります。

いずれにしても、三つの矢で、長引くデフレから脱却をし、雇用や所得の増加を伴う経済成長を目指してまいります。

消費税の転嫁対策等についてお尋ねがありまし

た。消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、是正、監視、取り締まりに必要な体制を整備する等、強力かつ実効性のある転嫁対策に取り組んでまいります。

今般の消費税率の引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものです。

免税点制度や簡易課税制度については、課税の適正化の観点から累次の改正が行われてきたところですが、今般の改革においては、中小事業者の事務負担にも配慮し、これらの制度を維持することとされています。御理解をいただきたい

三本の矢を同時に射込むことにより、内需低迷を回避し、デフレ脱却と、雇用や所得の増加を伴う景气回復を実現します。

デフレは、さまざまなものがあるものの、基本的に貨幣現象であり、日本銀行が、二%の物価低下目標を、責任を持つてできるだけ早期に実現することを期待しています。

また、二十四年度補正予算においては、景気の底割れを回避し、経済の先行き懸念に対して強力なてこ入れを行った視点から、大型の補正予算を措置し、この中で、真正に必要な公共事業を盛り込んだところですが、二十五年度予算については、財政健全化目標を踏まえ、公債発行ができる限り抑制いたしました。

いつまでも財政出動を続けることはできないため、今後、成長戦略を矢継ぎ早に実行し、民需主導の持続的な経済成長を実現していくとともに、経済財政諮問会議において、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について検討を進めることとしております。

なお、インフレ目標を設定するということは、物価上昇が目標を大きく超える場合には、引き締めにより、適切にコントロールをしていくということです。

現に、インフレ目標を設定した国が、例えばこの十年間にハイパーインフレーションに陥ったような例は把握しておりません。ハイパーインフレーションは、戦後の我が国やドイツで生産機能が失われた状況において起きたように、極めて特殊な状況下において発生するものであり、現在の

我が国の経済財政状況において直ちに発生するこ

とは、まずないと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 鈴木克昌君。

(鈴木克昌君登壇)

○鈴木克昌君 私は、生活の党を代表し、ただいま議題となりました所得税法等改正案について、お伺いいたします。

二点質問をいたします。(拍手)

まず、車体課税の見直しに係る財源確保策についてお伺いいたします。

税制抜本改革法では、自動車取得税及び自動車重量税について、安定的な財源を確保した上で、簡素化し、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行うとされました。

これを受けて、今般の税制改正の議論では大きな焦点となっていましたが、その議論の過程では、自動車業界からの強い廃止要望と地方側の財源確保のための存続要望を背景とした調整の難航が報じられていました。

その結果、与党大綱では、自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税一〇%の時点で廃止するとされ、自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化し、消費税八%の段階では、財源を確保して、燃費性能等に応じて軽減する等の措

置を講ずるなどとされました。しかし、いずれも平成二十六年度税制改正で具体的な結論を得るとし、結果的には、結論先送りとなつております。

結局、自動車業界と地方双方の願を立てるための玉虫色の決着とし、見直しに伴う財源確保策も明確に示すことができなかつたと認識しております。

そこで、本改正案における雇用促進税制の拡充

は、その一助となり得るものと期待するところであります。が、本税制については、雇用者数を前事業年度から一〇%以上増加させることなどの適用要件を満たすことが大変厳しく、制度が十分に活用されていない状況であると認識いたしております。

本改正案ではこうした適用条件の見直しは行われていないことから、税額控除額を拡大しても効果は限定的ではないかと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

さらに、自動車重量税については、その税収について、道路の維持管理、更新等のための財源として位置づけられ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行

うとされました。明らかに道路特定財源の復活を示唆する内容となつたにもかかわらず、安倍総理は、道路特定財源を復活するものでは全くない旨の答弁をされております。

この内容が道路特定財源の復活ではないと主張するのであれば、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにするということは、具体的にどのよう明瞭かにするとおつもりであるのか、総理の見解をお伺いいたします。

次に、雇用促進税制の拡充及び所得拡大促進税制の創設の効果についてお伺いいたします。

所得税法等改正案においては、雇用の一層の確保及び個人所得の拡大を図り、消費需要の回復を通じた経済成長を目指す観点から、雇用促進税制の拡充及び所得拡大促進税制の創設を行なうとしております。

我が党は、国民の生活が第一の理念に基づき、内需拡大と完全雇用の実現を目指し、継続的な財政出動を行うことを主張しており、雇用の確保と個人所得の拡大の必要性については認識を共有するものであります。

そこで、本改正案における雇用促進税制の拡充

は、その一助となり得るものと期待するところであります。が、本税制については、雇用者数を前事業年度から一〇%以上増加させることなどの適用要件を満たすことが大変厳しく、制度が十分に活用されていない状況であると認識いたしております。

そこで、本改正案における雇用促進税制の拡充

は、その一助となり得るものと期待するところであります。が、本税制については、雇用者数を前事業年度から一〇%以上増加させることなどの適用要件を満たすことが大変厳しく、制度が十分に活用されていない状況であると認識いたしております。

また、本改正案における所得拡大促進税制の創設は、個人所得拡大の一つと考えられます。しかし、いわゆる赤字法人の全法人に占める割合は、平成二十二年度時点で七割を超えており、税額控除のメリットを受けることができる法人は限られています。

そこで、本税制創設の効果も限定的と指摘せざるを得ませんが、総理の見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 鈴木克昌議員にお答えをいたします。

今般の与党税制改正大綱においては、自動車重量税についてお尋ねがありました。

車体課税についてお尋ねがありました。

車体課税の見直しは、昨年六月の三党合意でも、消費税率八%への引き上げ時までに結論を得るとされていた課題であり、今般の与党税制改正大綱や税制抜本改革法第七条の規定を踏まえつつ、平成二十六年度税制改正に向け、検討しております。

また、御指摘の自動車重量税に係る与党税制大綱の記述は、課税の考え方がわかりにくくなつてゐるとの指摘がある中で、課税の考え方を明らかにする趣旨で書かれたものと承知をしており、その具体化については、今後、与党の検討状況を踏まえ、検討してまいります。

いずれにせよ、道路特定財源を復活するものではありません。

雇用促進税制の拡充及び所得拡大促進税制の創設についてお尋ねがありました。

雇用促進税制については、平成二十三年度実績

では千三百十三件の適用があつたところであり、本制度の初年度で、三月決算法人への適用に限られることなどを踏まえれば、一定の効果があつたのではないかと存じます。

所得拡大促進税制は、利益を計上する法人が対象となります。まずは、こうした業績好調な企業において、本制度も活用しつつ、従業員への分配を増加していただきたいと考えております。

これらの施策とあわせ、三本の矢を同時に射込むことにより、企業収益の向上を図り、それを雇用や賃金の上昇につなげるという好循環を創出していくまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) これにて二法案に対する質疑は終了いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

国務大臣の発言(平成二十五年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(赤松広隆君) この際、平成二十五年度

地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣新藤義孝君。

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 平成二十五年度地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。

の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申します。

まず、平成二十五年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加に必要な経費を計上しております。

また、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うこととし、同時に、防災・減災事業や地域の元気づくり等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上しております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画と同水準を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国防災事業について、所要の補助事業費等を計上しております。

平成二十五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、十七兆六百二十四億円を確保することとともに、平成二十五年度における措置として地域の元気づくり推進費を設けるほか、地方公務員の給与削減等を反映して、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うこととしております。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、新たに六千五十三億円を確保することとしております。

以上が、平成二十五年度地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鈴木克昌君の質疑  
画についての発言及び地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明

て、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保険・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充、並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正、並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

## 外 号 (号)

## 國務大臣の発言(平成二十五年度地方財政計

画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法及

び特別会計に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(赤松広隆君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

(土屋正忠君登壇)

○土屋正忠君 ただいま上程されました地方税法外二議案について、自民党を代表して質問を行います。(拍手)

まず、現在置かれている地方財政の現状とその問題点について、新藤総務大臣にお伺いをいたします。

地方団体も行革努力を行つてはいるものの、社会保障関係経費の増加、景気低迷による地方税収の減少などにより、近年は、恒常に十兆円を超える巨額の財源不足が発生する状況が続いているわけであります。

こうした財源不足額に対しても、地方財政法における特例措置として、期間を平成二十三年度から二十五年度まで三年間に限定した上で、国と地方が折半することを基本として、国は一般会計から的地方交付税の特例加算、地方は、いわゆる赤字地方債であります臨時財政対策債の発行により対応することいたしております。

しかしながら、このような特例措置は、平成十三年度から継続しております。既に十年以上にわたった措置となっております。毎年度の臨時財政対策債の発行額は、毎年、ふえる傾向にありま

す。

平成二十五年度を見ても、新規発行額が約六・二兆円なのに對して、臨時財政対策債の元利償還額が二・四兆円と、単年度で残額が四兆円も積み上がる構造となつてゐるわけであります。現在は、累積残高が四十五兆円にもなつております。

消費税の引き上げに伴う税収増や交付税原資の増は見込まれる一方で、高齢化社会の進行に伴い、社会保障関係経費は今後も地方財政を圧迫する要因となることが想定されることから、借金依存体制から脱却をして、健全な財政運営を行えるようにしていく必要があると認識をいたしております。

そこで、今後も適切に臨時財政対策債を償還することはできるのか、そもそも、臨時財政対策債に依存せずに済むような財政運営を行つていけることはすべきだと考えますが、総務大臣の見解をお伺いいたします。

第二に、市町村合併についてお伺いいたしました。何も対策を打たなくてよいのでしょうか。今後対応について、総務大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、中山間地域における農業を総合教育の場として活用することについて、下村文部科学大臣にお考えをお聞きいたします。

全国の中山間地域は、多くの場合、過疎法の適用される地域であり、人口減少に悩まされております。

中山間地に存在する棚田は、日本の最も美しい原風景でありますが、耕地が不整形で、かつ規模も小さいため、農地としては生産性が低く、時に耕作放棄地となります。このような棚田を初めて見た。

国は、合併特例債を初め各種の誘導策をとり、各地で合併が行われ、三千二百余の市町村が、千七百余の、六割に減少をいたしました。明治以前

の幕藩体制のときは、全国三百藩で七万の自然村がありましたので、明治以来百四十五年で四十分の一になつたことになるわけであります。その結果、高山市のように、二千百平方キロと東京都よ

り広い市域に人口十万人余が暮らすという市まで誕生したわけであります。

合併して十年たちましたが、合併した市町村は本当に行政執行能力が上がつたのか、住民自治は進展したのか、合併して得したのか損したのか、関係者にはさまざまな意見が分かれます。

大臣の率直な所見をお伺いいたします。

また、十年間の地方交付税の優遇措置が来年から期限切れになる市町村が出てくるわけであります。

そこで、今後も適切に臨時財政対策債を償還することはできるのか、そもそも、臨時財政対策債が進展すればするほど、バーチャルな体験が日常化されることによって、子供たちは本来の生命の輝きを取り戻すのであります。

これは、都会では絶対に体験することのできない、生きることそのものであります。情報化社会が進展すればするほど、バーチャルな体験が日常生活であります。

さらに、民泊を始め地域の方々の心のこもつた温かいおもてなしが、子供の心に灯をともすのであります。

この学習効果は、参加した児童だけにとどまらず、農村地域の活性化に重大な影響を与えます。

経済効果から見ても、一泊五千円で六人としても合計三万円、一週間では二十万円を超える効果となります。

さらに、民泊をお世話した農家の方々が都市側の運動会に呼ばれて、東京の孫のところに行つてくるなどと出かけていくのを見ると、農村と都市に新しいきずなが生まれてくるのを実感いたしました。

このように、農山漁村を積極的に体験教育の場として活用するとともに、日本社会の活性化、新しいきずなづくりにつながるものとして、政府全体として取り組むべき事業であると考えますが、主として教育の観点から見た、文部科学大臣の見解をお尋ねいたします。

学習指導要領が改訂され、小学校高学年に自然体験教育の実施が規定されました。既に多くの行事例があります。

大都市部の小学校は、校地が狭小で、自然も少

第四に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

菅官房長官が総務大臣のときに御尽力いただき、ふるさと納税という制度ができました。これは、制度的には寄附金の制度なのですが、自分の出身地でなくともいいわけですから、個人住民税を、自分の関心のある地方公共団体にその一部を振り向けることができるという制度であります。

これは、地方公共団体の側からすると、都会に出ていった者が地元で成長する際に負担した教育や福祉のコストに対して何か還元できる仕組みができないのかという声がたびたび上がっております。また、都会で生活している納税者からは、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したいという声がある中で、個人住民税の寄附金税制を拡充することにより、制度を創設したものであります。

このふるさと納税の仕組みが大きな力を發揮したのが、東日本大震災における被災地に対する支援であります。

東日本大震災では、ふるさと納税の対象を拡充した結果、被災地に五千億円もの寄附金、義援金が集まりました。これは、被災地を思う国民の気持ちが大きくなるとともに、このふるさと納税の仕組みが極めて有効に機能した例と言えると思います。

こうした制度は、納税者がふるさとと思う地方公共団体に対し貢献や応援をしたいという思いを実現することにより、地方自治に対する納税者の意識を高めることになります。

これまでのよう、国が徴収をして税収を地方に補助金や交付税として配分するだけではなく、地方税の一部を寄附金という形で納税者の意思に

より納税者の希望する地方公共団体に配分するという、極めて画期的な仕組みであります。

また、地方公共団体に対する寄附金は、それぞれの団体の一般財源になるわけでありますので、これをうまく活用することにより、地域の活性化にもつながります。

さらに、それぞれの地方公共団体が地域外の住民にとつても魅力のあるまちづくりを進めるという効果も期待ができるであります。

このように、ふるさと納税の制度は、新しい地方自治の仕組みをつくっていく可能性を秘めたものであり、今後ともしっかりと活用していくべきだと考えますが、総務大臣の見解を伺いたいと存じます。

以上をもつて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(新藤義孝君) 土屋議員から、四点のお尋ねをいただきました。

まず、臨時財政対策債についてのお尋ねでござります。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対応させていただいております。

この臨時財政対策債の元利償還金については、その全額を、後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することとしており、これにより、確実に償還できるように財源保障をしているわけであります。

しかしながら、臨時財政対策債のような特例債

に頼らない財政体质の確立に向けて努力していくことが重要であります。

このため、地方歳出の不斷の見直しを行うとともに、地方税等の確保により財源不足を縮小することにより、臨時財政対策債の発行額を抑制していくことが重要であり、引き続き努力させていただきたく思います。

次に、市町村合併の評価についてお尋ねがありました。

現時点では合併の評価は定まらない面がありますが、平成の合併により、市町村の規模は総じて一定の拡大を見るとともに、政令市に移行する例も多く見られるなど、地方分権の受け皿としての前進が見られています。

また、一方、住民の声が届きにくくなっているのではないかといった課題の指摘もございます。

今後とも、合併市町村がその課題を克服し、合併効果を大きく発現できるよう、その状況も伺ながら、引き続きの支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、合併市町村への地方交付税の優遇措置についてお尋ねをいただきました。

地方交付税の優遇措置の期間については、その制度趣旨を踏まえ、合併を推進した平成の合併期間を除き、従来から五年としてきたことなどを考慮いたしますと、特例期間のさらなる延長は難しいと考えております。

今後は、平成の合併後に平均面積が拡大することなどに伴う市町村の行政需要を把握し、地方交付税の算定において適切に対応してまいりました。

最後に、ふるさと納税についてのお尋ねでござります。

いわゆるふるさと納税制度は、御指摘のよう

に、当時総務大臣であつた菅官房長官から、納税者のふるさとに対する思いを生かし、地方の活性化にも資する仕組みを税制上構築することができないかとの問題意識を受け、平成二十年度税制改正において創設したものであります。

この制度は、納税者がふるさとの地方団体に附した場合は所得税を合わせて寄附金のほぼ全額を個人住民税から控除するもので、平成二十年の寄附に対し、平成二十一年度の個人住民税から適用されています。

各地方団体においては、この制度をより多くの方に御活用いただきよう、積極的な情報発信に努めるとともに、これまで以上に地域の魅力を高めるための工夫を行っており、地域の活性化に役立っています。

また、東日本大震災では、この制度を活用して多くの寄附金、義援金が被災地の地方団体に寄せられたところであり、被災者支援や被災地の復興支援にも大きな貢献をいただいたと思っております。

東日本大震災でこの制度の活用がされたこともあり、平成二十四年度の適用実績は大幅に伸びており、制度の活用が着実に進んでいるものと考えておりますが、この制度がさらに広く活用されるよう、地方団体とも連携しながら、総務省としても、その周知、広報に努めてまいりたい、このよう存じます。(拍手)

○國務大臣(下村博文君) 土屋議員から、農山漁村における体験活動についてお尋ねがありまし

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、発達段階に応じて自然体験活動等のさまざまな体験活動を行うことが極めて有意義であり、現在の学習指導要領においても、体験活動の重要性を一層明確化しているところであります。

土屋議員が武蔵野市の市長のときに実践されたいたことであります、文部科学省では、平成十四年から、豊かな体験活動推進事業において、他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定し、その成果を全国に普及させることを通じて、小中高等学校等における豊かな体験活動の推進を図つてまいりました。

また、平成二十年度からは、農水省、文科省、総務省の三省が連携して、子ども農山漁村交流プロジェクトを実施し、小学校の児童が農山漁村に長期宿泊して自然体験や農林漁業体験等を行う活動を推進してまいりました。

さらには、平成二十五年度予算において、健全育成のための体験活動推進事業を計上し、児童生徒の健全育成を図るためにの中高等学校の体験活動の取り組みを支援することとしております。

今後とも、農山漁村地域での体験活動の取り組みを積極的に推進してまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 黄川田徹君。

(黄川田徹君登壇)

○黄川田徹君 民主党の黄川田徹であります。私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました政府提出の地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法及び特別会計に関

する法律の一部を改正する法律案、平成二十五年度地方財政計画について質問をいたします。

(拍手)

地方税法改正案、地方交付税法等改正案、地方財政計画は、付託される総務委員会にとどても重要な法案でありますけれども、これら法案によつて財政が大きく左右される地方自治体及び住む住民にとっては、最も注目すべき法案であります。

平成十二年度には二十一・四兆円あつた地方交付税は、小泉政権の新自由主義的、弱肉強食的な政策によりまして、地方の実情を無視してカットされ、第一次安倍内閣のときは十五・二兆円にまで減額されました。

民主党政権では、疲弊し切った地方の体力を回復するため、平成二十四年度には十七・五兆円にまで地方交付税を復元いたしました。

平成二十五年度については平成二十四年度と同程度の額を確保するとのことでありますけれども、本来、平成二十四、二十五、二十六年度の三年間で使う予定だった地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金を平成二十五年度で使い切つてしまふことで水準を維持する内容となつております。夏の参議院選挙が終わつてしまえば再び新自由主義的な政策が復活するのではないか、非常に心配するところであります。

安倍政権として、今後、地方交付税について、その総額、水準を含め、どうしていくのか、その立ち位置を総務大臣にお伺いいたします。

厳しい財政状況、超少子高齢化に直面する中、国民の皆様に御負担をお願いしていくに当たり、まずは、隗より始めよということで、政治改革、行政改革を断行しなければならないことは言うまでもありません。

であります。

昨年末、野田総理は、命をかけて国会議員の定数削減に取り組む覚悟を示し、それに安倍総裁が

応えたことで、衆議院が解散されることになりました。にもかかわらず、選挙後、一向に与党から方針はあるのか、総務大臣の御見解をお伺いいたしました。

定数削減に対する真剣な思いは伝わつてまいりません。

地方自治体では、行政改革の一環として、ま

た、平成の合併を通じて職員の定数管理を実行し、議会みずからが議員定数を削減する条例案を提出し、可決してきております。あのときの残るは、国会議員だけであります。あのときの約束を果たそうではありませんか。

国は、改革が放置される一方で、今回の地方交付税には、一律に地方公務員の給与削減を行うこと前提に地方交付税を削減する仕組みが入っております。

既に、国よりも一步も二歩も進んだ行財政改革を行つてきた自治体も多数存在しております。そういう自治体の中には、財政規模の小さな自治体を中心、非正規雇用が増加し、ワーキングプアを生み出す事態すら招いているところも出てきています。そういう地方自治体からは、反発の声が上がつております。

そもそも、本来一般財源のはずの地方交付税を括交付金は廃止され、従前のひもつき補助金に先本的に地方がみずから使い道を決めることができる一括交付金を創設したことは、画期的な出来事であつたと思います。

ところが、自民党が政権に復帰するや否や、一括交付金は廃止され、従前のひもつき補助金に先祖返りしてしまいました。霞が関や永田町の政治家への陳情ばかりが長蛇の列をなして活況を呈し、地域から知恵を生かす機会を奪い、さらに活力を失つていくことになりかねないと、非常に危惧しております。

一括交付金は、地方自治体から大いに評価されてきました制度であります。

受けとめておられるのか、総務大臣にお伺いします。

また、あわせて、このたびの措置は一回限りのものなのか、平成二十六年度以降について、この

方針はあるのか、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

かつて、全国を均質な枠にはめようとする霞が

関を頂点とした中央集権体制、政官業の癒着によ

るばらまき公共事業は、この国の地域から、知恵と自主性を奪い去り、活力をそぎ取つてしましました。大都市の一部が繁栄を謳歌する一方、それ以外の地域は、停滞し、衰退していく、それがバブル崩壊後のこの国姿であります。

その反省に立つて、民主党政権では、地域の潜

在力を引き出していくために、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を生かしやすい財源を一貫して拡充するなど、地域主権改革を断行してまいりました。

特にも、霞が関支配、政官業の癒着の温床と指摘されてまいりましたひもつき補助金にかえ、基

本的に地方がみずから使い道を決めることができる一括交付金を創設したことは、画期的な出来事であつたと思います。

ところが、自民党が政権に復帰するや否や、一括交付金は廃止され、従前のひもつき補助金に先祖返りしてしまいました。霞が関や永田町の政治家への陳情ばかりが長蛇の列をなして活況を呈し、地域から知恵を生かす機会を奪い、さらに活力を失つていくことになりかねないと、非常に危惧しております。

確かに、額の確保や手続の簡素化といった課題があつたことは事実であります。しかしながら、それは、制度の改善を推進していく理由となりこそれ、制度を廃止し改革を後退させる理由には全くなり得ません。

使い勝手のよい制度の方が、省庁の権力闘争を排し、効率的な運用ができるることは、政府も認めているところではありませんか。現に、復興庁を中心、縦割りを排して復興を加速するため、復興交付金化を進めているではありませんか。省益あつて国益なしという状況を招いてはならない、こう思います。

なぜ一括交付金制度を廃止したのか、復興交付金との整合性も含め、総務大臣にお伺いいたしました。

民主党は、地域主権改革の一環として、国と地方の協議の場を法定化いたしました。民主党だけではありません。修正でもつて、みんなで共通の認識をしたはずであります。

このたびのような大きな制度変更については、協議の場を通じて丁寧に地方と話し合っていくべきものではありませんか。今後の国と地方の協議の場の持ち方も含め、総務大臣にお伺いいたしました。

この冬も、北日本では、平年を上回る積雪が記録されています。平年の二倍以上となつているところもあります。

車が雪に埋まつてしまつたり、自宅付近で力尽きたりしてお亡くなりになるなど、大変痛ましい事案が起きております。お亡くなりになられた方々とその御遺族に深く哀悼の誠をささげますとともに、被害を受けて今もなお苦闘されている

人々に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

方々に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

針を逆戻りさせようとする勢力とは断固戦つていかなればならないと思つております。

方交付税制度の理念と相反するものではない、このように考えております。

方自治体からは、住民生活の安心、安全を守るために除雪費などの雪被害に備える財源を確保するよう、切実な要望が寄せられております。民主党は、昨年の豪雪被害に際し速やかな対応を行いましたけれども、今後、現政府はどう対応しているのか、特別交付税での措置などさまざまに対応があるかと想いますけれども、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、去る三月十一日、東日本大震災から二年を迎えました。改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

被災された方々と、それを支援する方々の御尽力で、復興は道半ばではありますけれども、被災地は着実な歩みを進めております。特に、社会資本整備については、民主党政権時代にまいた種が芽を出し、起工式や着工式が相次いで行われております。

方交付税制度を廃止した理由についてお尋ねをいたしました。

○國務大臣(新藤義孝君) 黄川田議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、今後的地方交付税の総額についてのお答えをいたします。

平成二十五年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上で、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含む一般財源総額について、平成二十四年度と同水準を確保しております。

今後とも、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に發揮されるよう、必要な総額を安定的に確保することが重要であると考えております。

続きまして、地方公務員給与につきましては、地方交付税の算定は、標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。

今回、政府としては、地方公共団体に対して、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請する閣議決定を行つたところでございます。このため、平成二十五年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿つた水準を標準的なものとして算定を行つこととしているものであり、地方交付税を給与削減の手法として用いるものではなく、また、地

方自治体から、地方を通じた公務員給与のあり方にについては、改めてしっかりと議論が必要だ、このように考えている次第でござります。

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) 黄川田議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、今後的地方交付税の総額についてのお答えをいたします。

平成二十五年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上で、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含む一般財源総額について、平成二十四年度と同水準を確保しております。

今後とも、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に發揮されるよう、必要な総額を安定的に確保することが重要であると考えております。

続きまして、地方公務員給与につきましては、地方交付税の算定は、標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。

今回、政府としては、地方公共団体に対して、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請する閣議決定を行つたところでございます。このため、平成二十五年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿つた水準を標準的なものとして算定を行つこととしているものであり、地方交付税を給与削減の手法として用いるものではなく、また、地

方交付税制度を廃止した理由についてお尋ねをいたしました。

○國務大臣(新藤義孝君) 黄川田議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、今後的地方交付税の総額についてのお答えをいたします。

平成二十六年度以降の国、地方を通じた公務員給与のあり方にについては、改めてしっかりと議論が必要だ、このように考えている次第でござります。

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) 黄川田議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、今後的地方交付税の総額についてのお答えをいたします。

平成二十五年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上で、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含む一般財源総額について、平成二十四年度と同水準を確保しております。

今後とも、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に發揮されるよう、必要な総額を安定的に確保することが重要であると考えております。

続きまして、地方公務員給与につきましては、地方交付税の算定は、標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。

今回、政府としては、地方公共団体に対して、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請する閣議決定を行つたところでございます。このため、平成二十五年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿つた水準を標準的なものとして算定を行つこととしているものであり、地方交付税を給与削減の手法として用いるものではなく、また、地

方交付税制度の理念と相反するものではない、このように考えております。

引き続き、今回の要請の趣旨を丁寧に説明するとともに、地方公共団体のこれまでの人事費削減努力を反映して算定する地域の元気づくり事業費を来年度は新たに計上するなど、今後とも、地方側の理解を得られるように努めてまいりたいと存じます。

平成二十六年度以降の国、地方を通じた公務員給与のあり方にについては、改めてしっかりと議論が必要だ、このように考えている次第でござります。

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) 黄川田議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、今後的地方交付税の総額についてのお答えをいたします。

平成二十五年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上で、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含む一般財源総額について、平成二十四年度と同水準を確保しております。

今後とも、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に發揮されるよう、必要な総額を安定的に確保することが重要であると考えております。

続きまして、地方公務員給与につきましては、地方交付税の算定は、標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。

今回、政府としては、地方公共団体に対して、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請する閣議決定を行つたところでございます。このため、平成二十五年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿つた水準を標準的なものとして算定を行つこととしているものであり、地方交付税を給与削減の手法として用いるものではなく、また、地

今般の地域自主戦略交付金の廃止に当たつては、地方六団体からの意見も聞き、継続事業の着実な実施に必要な総額の確保など、地方の意見を反映した施策を推進することとしたところでござります。

なお、国と地方の協議の場については、地方にかかる重要な政策課題について地方と連携して施策を進めていくため、今後とも活用していくべき、このように考えております。

最後に、除排雪経費への対応についてのお尋ねでございます。

このたびの暴風雪により、大変痛ましい事件が発生いたしました。お亡くなりになられた方々と御遺族には、深い哀悼の意を表します。また、被害を受けた方々には、心よりのお見舞いを申し上げたいと存じます。

今冬期の大雪を踏まえ、二月十八日に、平年を大きく上回る大雪に見舞われた団体の資金繰り確保の観点から、百七十市町村に対し、三月分の特別交付税の一部百六十二億円を繰り上げて交付しました。

また、今年度は、除排雪経費が平年に比べて極めて多額に上ることが見込まれることから、三月分の特別交付税の算定に当たりましては、平年よりもさらに延ばして、できる限り直近の所要額を把握して措置することとしております。いずれにいたしましても、地方団体が安心して除排雪に取り組んでいただけるように、適切に対応してまいります。(拍手)

〔國務大臣根本匠君登壇〕

○國務大臣(根本匠君) 黄川田議員にお答えいたします。

全国的な公共事業の拡大と、それに伴う復旧復興事業の入札不調への対応に関する見解についてお尋ねがありました。

まず、全国の公共事業について、政府として、老朽化対策や耐震化など、国民の生活を守る事業等、重点化を図った上で、速やかに実施することが重要という認識と理解をしております。

また、被災地の復興の加速化も重要であり、私のもとにタスクフォースを設置し、工程や目標を記載した住まいの復興工程表と、その実現及び加速化のための施策パッケージをまとめて公表いたしました。この中に、御指摘のあつた人材不足などによる入札不調の課題への対応も具体的に示しております。

今後とも、タスクフォース等を活用し、柔軟かつきめ細かな対応を国土交通省等の関係機関と連携して進め、復興を加速させるよう努力してまいります。

つきめ細かな対応を国土交通省等の関係機関と連携して進め、復興を加速させるよう努力してまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 東国原英夫君。

(東国原英夫君登壇)

○東国原英夫君 日本維新の会の東国原です。

会派を代表し、ただいま議題となりました平成二十五年度地方財政計画、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

我が党の基本理念は、自立する個人、自立する地方、自立する国家であります。

地方の自主自立は、国の覚悟はもちろん、同時に、地方の覚悟と責任が求められます。国においては、地方を信じ、さらなる地方への分権が必要なことをお伝えいたしました。

と考えます。アベノミクスの三本の矢を引用するなら、大胆な権限移譲、機動的な財源移譲、地方のやる気を喚起する地方分権という、分権の矢が放たなければなりません。

本日は、地方の自立という観点から質問させていただきます。

地方の自主自立を奪っている要素の一つが、国による地方財政政策だと思います。

地方財政計画は、地方財政の財源を保障するという趣旨で、交付税法第七条の規定に基づき、地方公共団体の歳入歳出の見込み額を、毎年度、閣議決定し、国会に提出するということになつておりますが、そもそも、地方の財政を国が決めるということ自体が、地方分権の推進に逆行するものではないかと思います。

地財計画は、国が地方に仕事をさせているのだから財源を保障する必要と責任があるということでありましょうが、そもそも、地方行政サービスの権限や財源を、補完性の原理と地方分権の原則に基づき、地方に移譲、移管してしまえば済む話であります。そうなれば、国による地財計画は要らないのではないか。大臣の答弁を求めます。

中央が地方をコントロールする手段に、各種国庫支出金や地方交付税交付金があります。

地方交付税は、二十世紀に入って、独占資本主義が進展する段階において、地域経済の不均衡が顕著になり、ナショナルミニマムの概念に基づき、自治体の財源保障、自治体間の財政力格差の是正、国と地方の財源調整を果たす目的でできた制度であります。

我が国においては、一九一八年の市町村義務教養費国庫負担法を萌芽とし、一九四〇年に地方分与税制度の創設、一九五〇年、シャウブ勧告に基づく地方財政平衡交付金制度等を経て、一九五四年に地方交付税制度が創設されました。

そもそも、地方財政白書には、地方交付税は地方共有の固有財源であると書いてあります。地方固有の財源であるのに、配分は国がしておらず、国からの仕送りあるいは補助金化し、国が過度に地方の自由度と自立性を奪っている状況であります。

また、地方交付税については、受益と負担の対応関係が希薄なため、各地方団体において歳入制度が意識されにくいという問題点があります。

また、複雑な交付税算定で、配分の予測可能性が低く、歳出特別枠の積み増しや別枠加算により、交付税総額の決定方法が不透明化しております。

法令でその算入を義務づけられている事業のかに、どの事業についてとか、事業費のどの程度を算入するかとかは、地方交付税法における総務大臣権限であります。

補正係数においては、その算出基準は、国、総務省で操作可能であり、単位費用、測定単位の変更は毎年度の地方交付税法改正によるものの、補正係数は総務省の省令で決められており、その複雑怪奇な数式等極めてわかりにくく、事実上プログラミング化しており、ここに国の恣意的な関与を生ずる可能性があり、地方は、国が決めた交付税算定システムどおりに算定予測するしかありません。

地方交付税は、用途の自由な一般財源といいま

すが、自治体への配分方式に関しては、地方自治体側の決定権や関与権はありません。これらの現状についての大臣の御所見をお聞かせください。

また、国が自治体財政の政策誘導をしようとしていることも否めません。

今回の交付税措置にも散見されますが、例えば、国庫支出金を伴う補助事業の場合、裏負担を地方債ないしは自治体の一般財源で負担することになりますが、補助事業ごとに裏負担部分が基準財政需要額に算入されます。

また、投資的経費の事業費補正等は、自治体の投資事業、地方単独事業にかかる地方債の元利償還費用の一一定割合を基準財政需要額で算定措置するものであり、自治体が単独で投資事業を拡大すれば地方交付税額が増額されることから、事業量に応じて交付税措置がふえるというのは交付税の補助金化として問題があると考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

我が国は、歳入の自治なき地方財政と言われ、多くの部分が、事実上、中央のコントロール下にあります。

我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しております。過度の地方交付税依存は、地域や自治体レベルでみずから近な行政サービスは地方自治体がやっています。ナショナルミニマムがある程度達成されたという

交付税特別会計借入金の平成二十三年当初残高は三十三・五兆あります。償還計画は、平成二十四年、平成二十五年の償還分が一千億、平成二十六年二千億、平成二十七年三千億、平成二十七年五千億と、毎年一千億円ずつふえていき、平成三十四年から平成六十二年まで、毎年、約一兆円償還となっております。これらは、交付税の原資である国税五税分の法定率分から自動的に差し引かれております。

そもそも、この借入金は、国の借金なのでしょうか、はたまた地方の借金なのでしょうか。大臣の御見解をお聞かせください。

また、交付税特別会計借入金支払い利子も、平成二十四年が二千四百二十八億円、平成二十五年が一千七百四十六億円、これも法定率分から差し引かれております。この支払い利子は、いつぐらいまで、また、総額どのくらい支払うのでしょうか。

続いて、臨財債についてあります。

平成十三年度から、財源不足のうち、建設地方債、財源対策債を除いた残余について、国と地方が折半し補填することとし、国負担分については

現状認識に立つなれば、経済基盤のある自治体で交付税に依存する必要がないように、地方税源を拡充強化し、地方の歳入における地方税の占める割合を高める必要があると思います。

地方消費税等、地方税を充実、拡充し、地方税収入や基準財政収入額を増大させ、結果として交付税が段階的に縮小していくことが地方財政のありべき姿だと考えますが、いかがでしょうか。交付税特別会計借入金と償還についてであります。

これは特例措置で、平成二十五年度まで実施するとされておりますが、現行のまま続けていくと今後も臨財債は限なく増大していくと予想されます。ですが、平成二十六年度以降はどうされるのでしょうか。お尋ねいたします。

また、臨財債が平成二十四年度に比べ七百九十九億円ふえている理由は何でしょうか。

また、臨財債残高は平成二十五年度末四十五兆にも上り、臨財債の元利償還分は基準財政需要額に算入されるということですが、きちんと担保されれるのでしょうか。

臨財債は地方の借金という位置づけですが、その元利償還分を交付税措置とするという。これも、国の借金なのか地方の借金なのか、責任の所在が曖昧です。この現状について、いかがお考えでしょうか。

また、地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用六千五百億円とありますが、平成二十四年度は三千五百億円で、平成二十四年度から三年間で一兆円を目指していますが、二年で使い切った理由についてお伺いをいたします。

平成二十五年度地方交付税総額は十七兆六百二十四億円、うち、法定率分十兆七千九百四十八億円、一般会計における加算措置等が五兆六千七百六十億円、地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用が六千五百億円となつております。

将来的には、応益税であるこの消費税を地方税体系の構築とは消費税のことであると思いますし、総務省も、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要で、地方団体の基幹税である地方消費税の充実が必要であると言つておられます。

能とするような財政的仕組みにすることは不可欠と考えます。それが眞の分権改革と言えるのではないかでしょうか。

○副議長(赤松広隆君) 東国原英夫君に申し上げます。

申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願ひをいたします。

○東国原英夫君(続) はい。

眞の分権改革のさらなる推進をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) 東国原議員から、十三点お尋ねをいただきました。

まず、地方財政計画の必要性についてお答えいたしました。

地方がみずから発想で特色を持つた地域づくりができるよう、国から地方への権限、財源等の移譲を促進することなど、地方分権改革を推進することは重要と考えております。

他方、我が国においては、依然として多くの行政分野において法令等により行政サービスが義務づけられており、どのような地域であってもこうしたサービスが提供できるよう財源を保障することは、国の責務と考えております。

地方財政計画は、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障するという重要な役割を果たしているものであり、今後も必要であると考えております。

次に、地方交付税の配分方式への地方団体の関与についてお尋ねをいただきました。

地方交付税の算定に際し、地方団体の意見を反

映させることは、重要な課題と認識をしております。

す。このため、地方交付税法の規定に基づき、地方団体から算定方法に関する意見を毎年お伺いし、算定方法の見直しを行っているところでございます。

今後とも、地方団体の御意見をお伺いしながら、地方行政の実態を踏まえつつ、公正公平な算定に努めてまいりたいと存じます。

（了）

次に、事業量に応じた交付税措置についてのお尋ねでございます。

地方交付税の算定においては、人口、面積等の客観的な指標を基本としつつ、一部、毎年度の財政需要を適切に反映するため、現実の事業量に応じた、地方債の元利償還金に基づく算定を行つておられます。このような事業量に応じた交付税措置については、地方団体の自主的、主体的な財政運営を図る観点から、財源不足対策や、災害復旧など地域年度で偏在がある地方債を除いて、廃止縮減を行つてあるところでございます。

引き続き、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、適切な算定に努めてまいります。

次に、地方財政のあるべき姿についてのお尋ねでございます。

地方分権改革を推進し、その基盤となる地方消費税等の地方税の充実を図ることが地方財政の日

度により変動することから、現時点で今後支払うべき総額を申し上げることは困難でございます。

次に、地方の財源不足の補填についてのお尋ねがありました。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの地方交付税の特例加算により、そして、地方は臨時財政対策債の発行により対応しております。

このルールは、平成二十三年度から二十五年度までの三年間の特例措置として地方財政法に定めていますが、平成二十六年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については、改めて検討することとしております。

次に、臨時財政対策債の増加要因についてのお

尋ねがありました。

次に、交付税特別会計の借入金についてお尋ねがありました。

今後とも、地方行政の実態を踏まえつつ、公正公平な算定に努めてまいりたいと存じます。

次に、交付税特別会計の借入金の支払い利子についてお尋ねがありました。

交付税特別会計借入金については、現行の償還計画において、平成六十二年度に償還を終える予定となつております。このため、計画どおりに償還を行えば、利子についても、平成六十二年度まで支払いが生ずることになります。

今後の利子の支払い額については、金利の動向等により変動することから、現時点で今後支払うべき総額を申し上げることは困難でございます。

次に、地方の財源不足の補填についてのお尋ねがありました。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行を行い、国と地方がそれぞれの責任分担を明確にして対応しております。

したがつて、臨時財政対策債は、地方の借金であり、地方の負担により償還すべきものでございます。

このルールは、平成二十三年度から二十五年度までの三年間の特例措置として地方財政法に定めていますが、平成二十六年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については、改めて検討することとしております。

次に、平成二十六年度の公庫債権金利変動準備金の活用についてのお尋ねがありました。

地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金は、平成二十四年度から三年間で一兆円の活用を予定していました。平成二十五年度においては、引き続き適切に發揮されなくてはならない、

尋ねがありました。

平成二十五年度の臨時財政対策債の額は、六兆一千百三十二億円であり、前年度と比較して七百九十九億円の増となっております。これは、既に発行した臨時財政対策債の元利償還金に係る発行額が増加したことが主な要因でございます。

次に、臨時財政対策債の元利償還金についてお尋ねがありました。

臨時財政対策債の元利償還金については、毎年一度の地方財政計画にその全額を計上することにより所要の財源を確保し、また、地方交付税の算定に当たつては、地方交付税法に基づき、その全額を基準財政需要額に算入しております。

今後とも、各地方団体の臨時財政対策債の元利償還金については、地方財政計画の策定、地方交付税の算定を通じ、確実に対応してまいります。

次に、臨時財政対策債の責任の所在についてのお尋ねをいただきました。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行を行い、国と地方がそれぞれの責任分担を明確にして対応しております。

したがつて、臨時財政対策債は、地方の借金であり、地方の負担により償還すべきものでございます。

このルールは、平成二十三年度から二十五年度までの三年間の特例措置として地方財政法に定めていますが、平成二十六年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については、改めて検討することとしております。

次に、平成二十六年度の公庫債権金利変動準備金の活用についてのお尋ねがありました。

地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金は、平成二十四年度から三年間で一兆円の活用を予定していました。平成二十五年度においては、引き続き適切に發揮されなくてはならない、



確かに、総務省は、二十五年度に一千億、二十六年度に二千億、二十七年度に三千億という形で、四十年かけ、地方の財源、すなわち地方交付税で返済する計画を立てているのですが、本当に返済できますか。総務大臣の見解を伺います。

さて、全国の自治体は、集中改革プランにより、平成七年度より十八年間で地方公務員総数を五十一万人以上減らしました。また、平成十年度から平成二十四年度まで、独自の給与カットで、地方は二・一兆円の給与削減を行いました。

自治体だけでなく、国も歳出カットを徹底して行うべきです。総務大臣、行革担当大臣の取り組みを伺います。

私たちみんなの党は、天下りの根絶をアジェンダに掲げて国民の皆さんに訴えてまいりました。また、私自身も、福岡県議会議員であつたときに、県庁職員の天下りの禁止に取り組んでまいりました。

総務大臣に伺います。

総務省として、各自治体、特に都道府県や政令指定都市の天下りの実態調査をし、改革を促すべきだと思います。

さて、さきの総選挙において、自民党は、国の出先機関の地方への移譲について後ろ向きでした。出先改革すらやる気がないのであれば、自民党的道州制は絵に描いた餅と言わざるを得ない。

政府・自民党は、地方の一括交付金の廃止によって、これまでの金太郎あめ政策や平成の参勤交代を続行し、地方固有の財源である地方交付税でも、地方財源不足の半分を地方負担といいました。自民党の、国から地方への権限、財源等の移譲を促進しますという重点施策とは完全に矛盾

しています。

私たちみんなの党は、小さな政府に改め、地域のことは地域で決める地域主権型道州制を実現し、地方政治を初め、日本の形を根本的に改めることを国民の皆様にお約束し、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) 佐藤議員から、五点のお尋ねをいただきました。

まず、臨時財政対策債の今後の見通しについてお尋ねがありました。

お尋ねがありました。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対応しています。

このルールは、平成三十三年度から平成二十五年度までの三年間の特例措置として地方財政法に定めていますが、平成二十六年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については、改めて検討することにしております。

次に、地方への財源の移譲についてのお尋ねでございます。

地方がみずから発想で特色を持った地域づくりができるよう、国から地方への権限、財源等の移譲を促進するなど地方分権改革を推進するとともに、その基盤となる地方消費税等の地方税の充実を図ることが地方財政の目指すべき姿と考えております。

他方、地方税の充実を図り、偏在性の小さい地方税体系を構築しても、なお税源の偏在が残るわけございます。このため、全国どのような地域であつても一定水準の行政サービスを確保するた

めに必要な財源を保障する現行の地方交付税の機能は、引き続き適切に發揮されることが必要と考えております。地方税とあわせ、必要な一般財源総額の確保に取り組んでまいります。

なお、御指摘の臨時財政対策債については、こうした特例債に頼らない財政体質の確立に向けて努力していくことが重要であります。

次に、交付税特別会計借入金の償還についてお尋ねがありました。

交付税特別会計借入金については、平成二十三年度において、現行の償還計画を法律に定め、この計画に沿って、平成二十五年度においても一千億円を償還することとしております。

地方財政は、毎年度、巨額の財源不足が続いている厳しい状況にありますが、今後とも、交付税特別会計借入金の償還に向けた努力を継続してまいりたい、このように考えております。

次に、国家公務員の人事費についてのお尋ねでございます。

国家公務員の人事費については、人事院勧告に基づく給与改定や民間の支給水準を踏まえた退職給与水準の引き下げ、業務のスリム化による定員純減といった取り組みを行っております。

これに加え、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みた臨時異例の措置として、平成二十六年三月までの二年間、平均七・八%の給与減額措置を実施しているところであります。

引き続き、公務員の総人件費削減については、人材確保や組織としての活力の維持などの諸課題を念頭に置きながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

その上で、国と地方が互いに協力し、財政健全

最後に、地方公務員の再就職の実態調査等についてのお尋ねでございます。

地方公務員の再就職状況及び統廃合を含む第三セクター等の状況については、毎年度、調査を実施しております。これらについては、地方の行政改革の推進に資するため、今後も定期的に調査を行い、その結果を公表するとともに、各地方公共団体においても、透明性の確保の観点から、積極的な情報公開に努めるよう促してまいります。

化の取り組みを進めることが重要と考えております。

消費税の全額地方財源化についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革において、引き上げ後の消費税につきましては、現行の地方消費税一%を除いて、全額社会保障財源化されたところであります。

仮に、消費税を地方財源化すれば、今後、三十兆円を超えていくことが予想されております。国が社会保険関係費の安定財源を確保できなくなると、いうことになります。

また、消費税について、各自治体が税率を自由に設定できる仕組みにするということは、例えば、事業者が各売上先の現住所を確認し、適用税率ごとに売り上げを区分して経理するという煩雑な事務が発生することからも、極めて困難であるうと考えられます。

このため、消費税を地方財源化することは、地方政府がみずから考え、みずからの負担と責任で政策を実行できる体制づくりを目指す地方分権の考え方には、なじまないのでないかと考えております。(拍手)

(国務大臣稻田朋美君登壇)

○國務大臣(稻田朋美君) 行政改革担当大臣の稻田です。

歳出削減に関する取り組みについてお尋ねがありました。

国との歳出について、無駄の撲滅は、政府として重要な課題であり、一月二十九日に設置された行政改革推進本部のもとに開催されている行政改革推進会議において議論をいただきながら、積極的に取り組んでいく考えです。

具体的には、各府省が自律的に無駄の排除を進める取り組みである行政事業レビューについて、これを引き続き実施し、さらに、今後、新たな実施方法を検討して改善策を取りまとめた上で、来年度から予算への反映を図つてまいります。

また、国家公務員の人員費について、従来から、国の業務のスリム化、人事院勧告に基づく給与改定等により縮減するとともに、東日本大震災に対処する必要性に鑑みた臨時の措置として、平成三十六年三月までの二年間、平均七・八%の給与減額支給措置を実施しているところです。

行政改革担当大臣として、今後とも、国の歳出に最大限注意を払い、職務に取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 日本共産党を代表して、地方財政計画外二法案に関連して質問します。(拍手)

まず、東日本大震災被災地の復興の問題です。

この間、被災自治体は、取り崩し型復興基金を活用して、被災者の生活となりわいの再建のため、独自の支援策を行ってきました。また、震災復興特別交付税を復旧復興の単独事業費に充ててきました。

被災地の実情に即した被災者支援、地域の再建を図るため、復興基金と震災復興特別交付税の増額が必要ではありませんか。

一方、使い勝手のよい自由度の高い交付金とされた復興交付金に伴い配分される効果促進事業が活用されていません。一括配分された効果促進事業の総額及び使途が決まっている額は幾らですか。一割にもならないのではないか。

仙台市が効果促進事業を活用して市独自に住宅再建支援策を実施しようとしましたが、国は認めませんでした。このようなり方を改め、被災地域の維持、再建という公益性の観点で住宅再建支援にも活用できるよう、改善を図るべきではあります。

国や自治体による支援策にはさまざまな線引きが行われて、被災者の負担軽減策に差が生じています。全ての被災者を対象にした被災者生活再建支援金の増額こそ必要です。

自民党は、野党時代、五百億円への増額を要求していました。政権についた今こそ、実施をすべきではありませんか。

次に、地方財政に関連して、二点質問します。

第一は、緊急経済対策と称して巨額の公共事業を計画していることです。

国は、直轄・補助事業につき合えば、地方負担分の約八割相当に臨時元気交付金が交付され、単独事業等にも使えるとしています。しかし、一方、直轄・補助事業による借金も残ることになります。

逼迫する地方財政をどう認識しているのですか。かつて自民党政権が、国の景気対策に地方を従わせ、膨大な借金を押しつけて地方財政を疲弊させた過ちを繰り返すものではありませんか。

第二は、地方公務員給与を削減するために地方交付税を削減した問題です。

新藤総務大臣は、一月二十七日の記者会見で、財政削減の姿勢を示していくこと、その上において地方交付税を減らすことができたことはよかつたと発言しましたが、とんでもないことです。

そもそも、地方交付税は、地方の固有の財源であり、地方自治の本旨にのつとり、国が責任を持って確保すべきものであります。そのもとで、地方公務員の給与は、地方自治体が条例によって自主的に決定します。ところが、国は、七・八%の地方公務員給与削減という勝手な方針を押しつけるために、地方交付税の算定に当たり、地方公務員の給与分を削減したのであります。

さらに、新藤大臣は石破自民党幹事長と会談し、地方議会での給与削減の条例改正への協力を求めたと報じられています。

こうしたやり方は、地方自治への重大な介入であり、断じて許すことはできません。答弁を求めます。

全国の自治体で、住民の生活を支える先頭に立っているのが地方公務員です。

被災地では、みずからも被災しながら、被災住民の支援、復旧復興業務に不眠不休で頑張っています。身を切るなどといって、公務労働者の生計費である給与を一方的に引き下げていくやり方は間違っています。

地方公務員の給与水準は、地域の民間労働者の賃金水準にも連動し、地域経済に重大な影響を与えるという認識はありますか。安倍内閣がデフレ不況脱却を真剣に考へるのであれば、地方公務員の給与削減は、これに逆行するではありませんか。

最後に、農林水産業や食の安全、医療、地域経済と住民生活に深刻な打撃を与えるTPPの問題です。

TPPに関する日米共同声明では、二〇一一年のアウトラインで示された非関税障壁の撤廃を確認しました。交渉参加国の協議では、地方自治体の公共調達も対象となっています。

地域経済振興の立場から、公共事業や物品調達などについて、地元中小企業への優先発注を行う

という地元要件を設けている地方自治体が多数あります。地元要件が守られ、規制緩和が行われないという担保はあるのですか。

TPP交渉参加は、やめることを強く求めて、

質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 塩川議員から、六点のお尋ねをいたしました。

まず、復興基金と震災復興特別交付税の増額についてのお尋ねでございます。

平成二十五年度においては、被災団体の財政需要を踏まえ、震災復興特別交付税を六千百九十八億円確保することとしております。

また、復興基金については、現時点においても基金残高が存在するところであり、今後、基金がさらに活用された上で、復興基金にふさわしい具體的な財政需要が生じてくるようであれば、被災団体の実情もお伺いしながら、その必要性について検討してまいります。

次に、緊急経済対策に係る地方財政への影響についてお尋ねがありました。

補正予算により公共事業が追加される場合は、その地方負担に対しても、地方債の発行により対処することを基本としています。

しかしながら、今回の緊急経済対策においては、追加される公共投資の地方負担が大規模であることなどから、地域の元気臨時交付金を創設し、地方負担総額の八割を措置することにしたわけであります。これらにより、地方団体が極力地方債を発行せずに事業が実施できるように配慮し

ています。

次に、地方公務員給与削減と地方交付税の算定についてのお尋ねでございます。

地方交付税の算定は、標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。

今回、政府としては、地方公共団体に対して、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講じるよう要請する閣議決定を行つたところでございます。

このため、平成二十五年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿つた水準を標準的なものとして算定を行うこととしておりますが、もとより、地方公務員の給与は、各地方公共団体が議会での議論を踏まえて条例で定めるものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政府の方針をしつかり説明するとともに、地方団体に對しても、私の思いを伝えるための書簡を送るなど、丁寧な説明に努めさせていただいております。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまな条件により変動するものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など、さまざまなものであります。

また、今回の要請につきましては、各方面に政策の動向など、さまざまなものであります。

うに考えています。

一方、今回の要請は、防災・減災事業や地域経済の活性化といった地域の喫緊の課題に対処するとともに、国と地方の公務員が一体となつて日本の再生に向けてあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成二十五年度に限り、地方公共団体に対し緊急にお願いしているものであります。

以上であります。

〔国務大臣根本匠君登壇〕

○国務大臣(根本匠君) 塩川議員から、二問御質問がありました。

まず、復興交付金の効果促進事業の活用について御質問がありました。

一括配分された効果促進事業の配分額約千百七十億円に対し、使途が決まっていたものは、二月下旬時点で約九十億円でした。このため、一括配分については、実施可能な事業を限定列挙したボディーリストを廃止するなど、使い勝手の向上を図つたところであります。

しかししながら、住宅再建に関する個人負担の軽減については、被災者生活支援制度や防災集団移転促進事業による支援を超えた一律の対応を行うことは困難であることから、二十四年度補正予算において、各地方公共団体が独自に個人支援を実施できる取り崩し型復興基金増額のための予算を措置したところであります。

したがつて、デフレ脱却政策に逆行するものとは考えておりません。

最後に、TPP交渉における地方自治体の政府調達に関するお尋ねがありました。

TPP交渉においては、現在のところ、政府調達については、中央政府に集中して議論している

模様であると聞いております。

引き続き、全国の自治体からの応援派遣など、

マンパワーの確保にも努めてまいりたい、このよ

どを求められることとなる場合には、地方の意見も聞きながら、慎重な検討が必要と考えております。

TPP交渉においては、現在のところ、政府調達については、中央政府に集中して議論している

模様であると聞いております。

引き続き、全国の自治体からの応援派遣など、

マンパワーの確保にも努めてまいりたい、このよ

どを求められることとなる場合には、地方の意見も聞きながら、慎重な検討が必要と考えております。

TPP交渉においては、現在のところ、政府調達については、中央政府に集中して議論している

模様であると聞いております。

引き続き、全国の自治体からの応援派遣など、

マンパワーの確保にも努めてまいりたい、このよ

さらに、平成十九年の改正法では、年収・年齢要件を撤廃した上で、生活関係経費を基礎支援金、居住関係経費を加算支援金とし、見舞金的な性格を有するものとして再構成されたところであり、同法は、与野党一致の議員立法により成立したものであります。

お尋ねの支給限度額五百万円への引き上げについては、政府としては、このような立法経緯、見舞金的な性格を有するものとして他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案して、慎重な検討が必要との見解であると認識しております。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇)

○國務大臣(岸田文雄君) TPP交渉における政

府調達に関するお尋ねがありました。

TPPについては、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目指し、市場アクセスのみならず、さまざまな非関税分野のルールづくりを含む包括的な経済連携協定として交渉されているものと承知しております。

これまで得られた情報では、TPP交渉においては、現在のところ、政府調達の対象機関は中央政府に集中して議論をしている模様であります。なお、これまで、TPP協定交渉参加国間のFTAでは、地方自治体は調達対象としていない場合もあり、また、対象としている場合であつてFTAは、ほとんどありません。

いずれにしましても、TPPにつきましては、国益にかなう最善の道を求めてまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 玉城デニー君。

(玉城デニー君登壇)

○玉城デニー君 生活の党の玉城デニーです。

私は、生活の党を代表して、ただいま提案された地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

その前に、去る十一日で二年目を数える東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、生活を再建するため懸命に御努力を続けておられる被災者の方々へお見舞い申し上げますとともに、与野党の垣根を越えて、一日も早い復旧復興が実現できるよう、生活の党としても、誠実かつ真摯に取り組んでまいる所存であります。

それから、安倍政権は、十二日の閣議で、一九五二年のサンフランシスコ講和条約発効が主権回復の日に当たるとして、六十一年目のことしの四月二十八日、政府主催の記念式典を開催することを決定いたしました。天皇皇后両陛下も御出席なさる予定と伺っています。

このことについて沖縄県民は今非常に複雑な思ひに駆られているということを政府に申し上げなければなりません。

このサンフランシスコ講和条約の発効によつて、千島列島を初め沖縄や奄美、小笠原は、祖国日本から施政権を切り離され、戦後の復興もおぼつかぬまま、さらに苦難の道のりを歩まねばならないと主権を放棄されてしまった、いわゆる屈辱の日でもあるからです。

条約発効後、しばらくたつて後に、奄美、小笠原の方々は祖国へ復帰することがかなえられましたが、他方で、北方領土問題は遅々として解決せず、沖縄では、戦後の米国軍政権下で繰り返され

てきた米軍起因による重大な事故、凶悪な事件、著しい人権の侵害行為など、いつになつたら平穏な日々がやつてくるのかと、生命の危機すら覚えるぐらいの不安な生活を強いられてきました。

一九七二年五月十五日、沖縄の施政権が米国から日本に引き渡され、県民悲願の祖国への復帰を果たしましたものの、それから四十年が経過した

今日も、我が国政府は、日米安保を根拠にして、比較面積〇・六%の沖縄へ、日本全体で約七四%もの広大な施設や区域を米国、米軍へ提供し続け、オスプレイの強行配備や連日騒音被害など、基地あるがゆえの甚大な影響を受け続ける県民の暮らしは、今もって、当たり前の平穏の日々も取り戻せないままです。

なぜ今になって式典を強行する必要があるんでしょうか。周辺国とのしきみをわざわざ引き起こすことが優先外交でしようか。小指の先の痛みとつらさを、政府は今こそ見詰め直してほしい。

主権回復の日式典は、竹島問題、沖縄における過重な米軍基地の国外移転実現、そして北方領土返還を含めて、我が国が今こそ真の独立を果たしたことと実感するその日まで式典開催の思いは温めておくことがあります。そのための財源の捻出方及び一般財源とする理由等をお尋ねいたします。

最後に、我々生活の党は、地域主権を実現するためには、国の財源及び権限をできる限り地方の実情に合わせる形で移譲することにより、税制改革を含めて、地方、地域の眞の自立を目指して取り組んでいくことをお誓いし、あればこそ、やはり地域の皆様の暮らしを根底から破壊するTPPの交渉参加については断固反対する意思を申し上げて、質問を終わります。

さて、今国会で提案されました法律案につきまして、次の内容で質問いたします。東日本大震災に係る津波被災地域における固定資産税等の免除について、甚大な被害を受けた区域として平成二十三年度に当該地域の市町村長が指定、公示した区域については、それ以降どのような減免措置を講ずるものとしているかを伺います。

○國務大臣(新藤義孝君) 玉城デニー議員から、

まず、東日本大震災に係る津波被災地域におけ

たなった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設について、都市再生特措法上の安全確保施設のうち、管理協定対象となる備蓄倉庫について、その対象となる建物及び税制上の特例と期間はどのようになっているか、お尋ねいたします。

また、この都市再生特措法上において、地方団体が自主的に条例で決定できるとするわがまち特例について、どのような内容で特例措置の権限を委任できるのか、具体的な内容を伺います。

平成二十五年度地方税と地方交付税の一般財源額について、平成二十四年度と比較して、その増減額及びその増減に関する内容についてお聞かせください。

地域の元気づくり推進費について、地域の活性化に資するための取り組みに要する経費として、平成二十五年度から創設し、三千億円を計上しています。そのための財源の捻出方及び一般財源とする理由等をお尋ねいたします。

最後に、我々生活の党は、地域主権を実現するためには、国の財源及び権限をできる限り地方の実情に合わせる形で移譲することにより、税制改革を含めて、地方、地域の眞の自立を目指して取り組んでいくことをお誓いし、あればこそ、やはり地域の皆様の暮らしを根底から破壊するTPPの交渉参加については断固反対する意思を申し上げて、質問を終わります。

二フエーデービタン。(拍手)

○國務大臣(新藤義孝君) 玉城デニー議員から、

まず、東日本大震災に係る津波被災地域におけ

る固定資産税等の免除についてのお尋ねであります。

平成二十三年に発生した東日本大震災においては、津波によって特定の地域内の土地家屋のほとんど全てが全面的に滅失、損壊し、あるいは通常の使用収益ができない状況になつてゐるケースが生じたところです。

こうしたこと等に鑑み、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定、公示した区域内の土地家屋については固定資産税等を課さないものとする課税免除の仕組みを平成二十三年度に創設しました。

平成二十四年度においては、津波被災区域内の状況を踏まえ、原則として課税免除の仕組みを継続するとともに、市町村長の判断によつて課税免除の対象から外れた土地家屋について、その使用状況等を勘案し、市町村長が指定、公示したものに対して、激変緩和として二分の一に減額する特例の仕組みを創設したところでございます。

津波被災区域においては、現在でも、なお多くの土地家屋が滅失、損壊または使用困難な状態のまま残されている区域も存在することから、平成二十四年度に講じた課税免除等の仕組みを平成二十五年度においても継続する必要があるものと考え、今回の地方税法改正法案にも、そのための規定を盛り込んでおります。

次に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となつた備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例についてのお尋ねがありました。

特例の対象は、都市再生緊急整備協議会により策定された都市再生安全確保計画に位置づけられた備蓄倉庫のうち、地方公共団体と建物所有者等との間で管理協定が締結されたものです。具体的的

には、民間の事業者が所有するビルの一部などに、大規模地震に備え、一般的避難者や帰宅困難者のために水や食料等の物資を保管するための倉庫となります。

特例内容としては、わがまち特例を導入し、課税標準の軽減割合について、三分の二を参考して

二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とすることとしております。

期間については、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された管

理協定の対象となつた備蓄倉庫について、五年度分特例措置を講ずることとしております。

次に、備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置において、わがまち特例として地方団体の条例に委任している具体的な内容についてのお尋ねがございました。

今回の地方税法改正法案では、附則第十五条第三項において、対象となる備蓄倉庫の課税標準について、課税標準となるべき価格に二分の一を参照して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

とする規定を設けることとしております。

これを見て、各市町村においては、地域の実情に応じて喫緊の課題である地域の活性化に

向けて主体的に取り組むことができるよう、一般財源である地方交付税により措置をしておりま

す。

以上であります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

源総額は、五十九兆七千五百二十六億円であり、前年度に比べ、一千二百八十五億円、〇・二%増加しています。

この主な内訳は、地方税が、三十四兆百七十五

億円、前年度に比べ、三千六百六億円、一・一%

の増、地方譲与税が、二兆三千四百七十億円あり、前年度に比べ、八百五十五億円、三・八%の

増、地方交付税が、十七兆六百二十四億円あり、前年度に比べ、三千九百二十一億円、二・

二%の減少、臨時財政対策債が、六兆二千三百三十億円であり、前年度に比べ、七百九十九億円、一・三%の増加となっています。

最後に、地域の元気づくり事業費についてのお尋ねをいただきました。

平成二十五年度地方財政計画においては、給与関係経費について、国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うこととあわせて、地域の喫緊課題に対応するため、削減額に見合つた事業と

して、地域の元気づくり事業費及び防災・減災事業費を歳出に計上いたしました。

地域の元気づくり事業費は、地方団体が各地域の実情に応じて喫緊の課題である地域の活性化に

向けて主体的に取り組むことができるよう、一般財源である地方交付税により措置をしておりま

す。

以上であります。

#### ○議長の報告 (報告書受領)

出席内閣官房副長官及び副大臣	内閣官房副長官	加藤 勝信君	國務大臣	安倍 晋三君
財務副大臣	山口 俊一君	國務大臣	麻生 太郎君	新藤 義孝君
総務副大臣	坂本 哲志君	國務大臣	岸田 文雄君	下村 博文君
○副議長(赤松広隆君)	本日は、これにて散会いたしました。	○副議長(赤松広隆君)	これにて質疑は終了いたしました。	○副議長(赤松広隆君)

#### ○議長の報告 (報告書受領)

一、去る五日、内閣を経由して総務大臣新藤義孝君から、次の報告書を受領した。

放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十三年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十三年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

一、去る五日、内閣から次の見込額書を受領しました。

#### (見込額書受領)

一、去る五日、内閣から次の見込額書を受領しました。

地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

#### 出席国務大臣

内閣總理大臣 安倍 晋三君

國務大臣 麻生 太郎君

國務大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣 下村 博文君

國土交通大臣 太田 昭宏君

國務大臣 稲田 朋美君

國務大臣 菅 義偉君

國務大臣 根本 匠君

財務副大臣 加藤 勝信君

國務大臣 山口 俊一君

國務大臣 坂本 哲志君

#### 内閣總理大臣 安倍 晋三君

國務大臣 麻生 太郎君

國務大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣 下村 博文君

國土交通大臣 太田 昭宏君

國務大臣 稲田 朋美君

國務大臣 菅 義偉君

國務大臣 根本 匠君

財務副大臣 加藤 勝信君

國務大臣 山口 俊一君

國務大臣 坂本 哲志君

官報(号外)

(要求書受領)	
一、去る十二日、内閣から、日本銀行總裁に黒田東彦君を、同副總裁に岩田規久男君及び中曾宏君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	
(政府特別補佐人承認)	
一、昨十三日、伊吹議長は、安倍内閣總理大臣申し出の次の者を、第百八十三回国会政府特別補佐人とすることを承認した。	
公正取引委員会委員長 杉本 和行	
(理事補欠選任)	
一、去る六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
理事 西銘恒三郎君（理事馳浩君去る六日委員辭任につきその補欠）	
一、昨十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
法務委員会	
理事 田嶋 要君（理事篠原孝君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 西田 讲君（理事浦野靖人君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 奥野 信亮君（理事平沢勝栄君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 土屋 正忠君（理事棚橋泰文君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 ふくだ峰之君（理事大塚高司君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 若宮 健嗣君（理事大塚拓君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 江崎 鐵磨君（理事森英介君去る一月二十九日委員辭任につきその補欠）	
外務委員会	
理事 山口 壯君（理事吉田泉君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 小熊 側司君（理事河野正美君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 岸 信夫君（理事葉梨康弘君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 山本ともひろ君（理事永岡桂子君昨十三日理事辭任につきその補欠）	
理事 鈴木 鑑祐君（理事棚橋泰文君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 土屋 品子君（理事木原稔君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 原田 義昭君（理事木原誠二君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 薩摩健太郎君（理事河野太郎君昨十三日理事辭任につきその補欠）	
財務金融委員会	
理事 安住 淳君（理事馬淵澄夫君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 桜内 文城君（理事坂元大輔君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 横山 泰文君（理事鈴木淳司君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 富岡 勉君（理事永岡桂子君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 西川 京子君（理事蘭浦健太郎君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
厚生労働委員会	
理事 山井 和則君（理事長島昭久君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 上野ひろし君（理事杉田水脈君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 上川 陽子君（理事関芳弘君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 高鳥 修一君（理事田中良生君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
厚生労働委員会	
理事 宮下 一郎君（理事葉梨康弘君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 渡辺 博道君（理事中山泰秀君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 高鳥 修一君（理事田中良生君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
國土交通委員会	
理事 三日月大造君（理事近藤洋介君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 井上 英孝君（理事西野弘一君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 松本 文明君（理事北村誠吾君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 大塚 高司君（理事平口洋君去る一月二十九日委員辭任につきその補欠）	
理事 土井 亨君（理事原田憲治君去る一月二十九日委員辭任につきその補欠）	
文部科学委員会	
理事 木原 稔君（理事遠藤利明君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 中根 一幸君（理事塙谷立君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 塩谷 立君（理事櫻田義孝君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 鈴木 淳司君（理事西川京子君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 鈴木 淳司君（理事西岡新君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 石原 宏高君（理事西村明宏君去る一月二十五日委員辭任につきその補欠）	
理事 今井 雅人君（理事西岡新君去る一月十八日委員辭任につきその補欠）	
理事 近藤 洋介君（理事古本伸一郎君去る一月十七日委員辭任につきその補欠）	
理事 西村 明宏君（理事ふくだ峰之君去る一月三日理事辭任につきその補欠）	

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

うえの賢一郎君

鬼木 誠君

前田 一男君

松野 賴久君

斎藤 洋明君

宮崎 謙介君

村上 史好君

笠井 亮君

菅家 一郎君

中山 泰秀君

村上 史好君

鈴木 克昌君

高市 早苗君

塩崎 恭久君

菅野さちこ君

白石 徹君

藤井比早之君

若宮 健嗣君

工藤 彰三君

中村 裕之君

岡田 克也君

斎藤 紀君

斎藤 洋明君

斎藤 淳君

大塚 拓君

小島 敏文君

菅野さちこ君

白石 徹君

石川 昭政君

小島 史明君

高市 早苗君

中村 裕之君

中山 海江田万里君

小林 史明君

高市 早苗君

笠井 亮君

細野 豪志君

史明君

高市 早苗君

鈴木 克昌君

奥野総一郎君

島田 佳和君

高市 早苗君

白石 徹君

岡田 克也君

佐々木 紀君

高市 早苗君

中村 裕之君

塩崎 小池百合子君

島田 佳和君

高市 早苗君

笠井 亮君

大塚 中川 俊直君

佐々木 紀君

高市 早苗君

鈴木 克昌君

船田 佐藤 泰秀君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

白石 徹君

前原 野中 厚君

新谷 正義君

高橋ひなこ君

中村 岳志君

寺島 鬼木 秀樹君

寺島 義幸君

寺島 義幸君

笠井 亮君

辻元 清美君

西岡 新君

高橋ひなこ君

鈴木 克昌君

前原 船田 佐藤 泰秀君

門 博文君

高橋ひなこ君

白石 徹君

東国原英夫君

大西 英男君

高橋ひなこ君

中村 岳志君

浮島 関 佐藤 泰秀君

木内 均君

高橋ひなこ君

重徳 和彦君

寺島 義幸君

今野 智博君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

後藤 稲葉 勉介君

武部 新君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

大塚 佐藤 泰秀君

木内 均君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

船田 佐藤 泰秀君

今野 智博君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

前原 原口 一博君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

坂本祐之輔君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

重徳 和彦君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

東国原英夫君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

浮島 松田 榎井 大西 健介君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

江田 桑原 菅家 一郎君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

柿沢 未途君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

中村 高橋 伸也君

伊藤信太郎君

高橋ひなこ君

高橋ひなこ君

中川 高橋 伸也君

伊藤信太郎君

官 報 (号 外)

平成二十五年三月十四日

衆議院会議録第十一号 議長の報告

## 議長の報告

堀内	詔子君	金子	一義君
大西	健介君	玉木雄一郎君	
後藤	祐一君	前原	誠司君
福田	昭夫君	原口	一博君
松田	学君	重徳	和彦君
松浪	健太君	東国原英夫君	
山之内	毅君	坂本祐之輔君	
輿水	恵一君	浮島	智子君
江田	憲司君	柿沢	未途君
笠井	亮君	宮本	岳志君
鈴木	克昌君	村上	史好君
伊藤信太郎君	大塚	比嘉奈津美君	
高司君	塩崎	野中	厚君
恭久君	中山	福田	裕通君
泰秀君	西川	金子	
公也君	岸本	吉田	
成彬君	牧原	福山	
周平君	佐藤	星野	
秀樹君	野中	山内	
元君	英道君	古屋	
	未途君	村岡	
	厚君	吉一君	
		康一君	
		剛士君	
		範子君	
		敏英君	
		泉君	
		展宏君	
		守君	

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十二日、議長において、次のとおり当委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

星野	展宏君	中山	船橋	元君
宮崎	剛士君	利実君	牧原	秀樹君
謙介君	政久君	高司君	大塚	恭久君
宮崎	祐一君	岸本	中山	泰秀君
後藤	敏英君	佐藤	成彬君	高司君
古屋	範子君	柿沢	未途君	周平君
山内	康一君	中山	大塚	英道君
塩崎	比早之君	武藤	貴也君	船田
大塚	高司君	永岡	桂子君	牧原
金子	一義君	山田	美樹君	秀樹君
小池百合子君		村井	英樹君	元君
塩崎	恭久君	山田	賢司君	利実君
中山	泰秀君	八木	哲也君	牧原
西川	公也君	奥野	總一郎君	秀樹君
岸本	周平君	後藤	祐一君	元君
辻元	清美君	伊東	隆仁君	利実君
原口	一博君	宮沢	信久君	牧原
坂本祐之輔君		遠山	克仁君	秀樹君
重徳	和彦君	濱村	利昭君	元君
東国原英夫君		中島	鉄也君	利実君
浮島	智子君			
佐藤	英道君			
柿沢	未途君			
佐藤	正夫君			
宮本	岳志君			
村上	史好君			
小宮山泰子君				
塩川				
大熊				

村上	史好君	未途君	岳志君	宮本	柿沢	佐藤	佐藤	坂本祐之輔君	東国原英夫君	岸本	周平君	泰秀君	中山	大塚	金子	一義君	うえの賢一郎君	西川	公也君	塩崎	恭久君	菅家	一郎君	小池百合子君	國場幸之助君	井坂	信彦君	慎司君	小熊	昭政君	俊郎君	裕君	安藤	大西
----	-----	-----	-----	----	----	----	----	--------	--------	----	-----	-----	----	----	----	-----	---------	----	-----	----	-----	----	-----	--------	--------	----	-----	-----	----	-----	-----	----	----	----

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

（議案提出）

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講すべき措置に関する法律案(松本剛明君外四名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

(議案受領)

一、昨十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

脱原発基本法案

(議案送付)

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講すべき措置に関する法律案(松本剛明君外四名提出)

官報(号外)

		四、調査の期間 本会期中	
		右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査する事項 二、裁判所の司法行政に関する事項 三、法務行政及び検察行政に関する事項 四、人権擁護に関する事項	
		平成二十五年三月十三日	
		衆議院議長 伊吹 文明殿	
		外務委員長 河井 克行	
		國政調査承認要求書	
		一、調査する事項 二、財政に関する事項 三、関税に関する事項 四、外国為替に関する事項 五、国有財産に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 十、証券取引に関する事項	
		右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため	
		三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等	
		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査の目的 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		平成二十五年三月十三日	
		衆議院議長 伊吹 文明殿	
		國政調査承認要求書	
		一、調査する事項 二、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等	
		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査の期間 本会期中	
		平成二十五年三月十三日	
		厚生労働委員長 松本 純	
		衆議院議長 伊吹 文明殿	
		國政調査承認要求書	
		一、調査する事項 二、農林水産関係の基本施策に関する事項 三、農林水産業の発展に関する事項 四、農林漁業者の福祉に関する事項 五、農山漁村の振興に関する事項	
		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査の目的 右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため	
		平成二十五年三月十三日	
		衆議院議長 伊吹 文明殿	
		國政調査承認要求書	
		一、調査する事項 二、厚生労働関係の基本施策に関する事項 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項 四、調査の期間	
		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査する事項 二、各事項について実情を調査し、対策を樹立するため	
		平成二十五年三月十三日	
		農林水産委員長 森山 裕	
		衆議院議長 伊吹 文明殿	
		國政調査承認要求書	
		一、調査する事項 二、国際情勢に関する事項 三、調査の目的	
		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
		一、調査する事項 二、わが国外交政策の樹立に資するため 三、調査の方法	
		関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等	
		平成二十五年三月十四日	
		衆議院会議録第十一号	
		議長の報告	

官 報 (号 外)





府等を明らかにされたい。

七 「秘密取扱者適格性確認制度」についての規定を定め、実施している府省庁等はどこか明らかにされたい。

八 「秘密取扱者適格性確認制度」について、秘密取扱者として適格性を確認された者は何人いるか、総数及び府省庁等ごとの人数を明らかにされたい。

九 「秘密保全法のための法制の在り方に関する有識者会議報告書(二〇一一年八月八日)」(以下、「報告書」という)では、「諸外国の適性評価制度」における共通点のひとつとして、「各行政機関の長が実施していること」をあげている。

ところが、消費者庁の「秘密取扱者適格性確認制度実施規程」では、消費者庁の職員の適格性の確認及びクリアランス手続は、長官ではなく、次長が行うこととされている。消費者庁と同様に、「各行政機関の長」以外がクリアランス手続を行っている府省庁等があれば、その役職名を明らかにされたい。

十 「報告書」によれば、「諸外国の適性評価制度」における共通点のひとつとして、「評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること」をあげている。「秘密取扱者適格性確認制度」において、適格性を確認した旨、あるいは確認できない旨は、本人への通知の有無が府省庁等ごとに異なる場合には、府省庁等ごとに明らかにされたい。

十一 「報告書」によれば、「諸外国の適性評価制度」における共通点のひとつとして、「実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等に

より情報収集すること」としている。我が国の「秘密取扱者適格性確認制度」においては、「本

人から調査票等により情報収集」を行っているのか。その場合、「本人の同意を得て」行つていらるべき異なる場合には、府省庁等ごとに明らかにされたい。

十二 「報告書」によれば、「諸外国の適性評価制度」における共通点のひとつとして、「実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等に

より情報収集すること」とし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して渡航履歴等の照会を行つていていること」としている。我が国の「秘密取扱者適格性確認制度」において、渡航履歴等の照会を行つていている府省庁等があるか。また、外務省は、政府内からの国家公務員の渡航履歴について照会があつた場合には、どのように応じてているのか。その取扱において、「秘密

取扱者適格性確認制度」によるものとそれ以外における照会において相違はあるのか明らかにされたい。

十三 「報告書」によれば、「我が国の現行制度の課題と法制の必要性」において、「対象者本人から十分な情報が得られない場合に、適性評価の実施権者(対象者が適性を有していると認める者)について、対象者が適性を有していると認める

が適性をしていて認める権限がある者をいふ。」が、「各行政機関の長」以外の場合、その役職名を明らかにされたい。

十四 「報告書」によれば、「我が国の現行制度の

課題と法制の必要性」において、「対象者本人か

ら十分な情報が得られない場合に、適性評価の実施権者(対象者が適性を有していると認める権限がある者をいふ)が公私の団体に照会する権限が明確でないこと」を課題としてあげている。答弁書(衆質一八一第三八号)は、「秘密取扱者適格性確認制度実施規程(平成二十一年九月一日消費者庁長官決定)第七条と照会について同様の規定を定めている府省等については、内閣官房、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、復興庁、厚生労働省及び原子力規制委員会である」と答えている。これらの府省等の照会規定は、報告書が課題とするおり、「権限がない」と解釈してよいか。答弁書に述べられていない府省庁、例えば、防衛省、警察庁、外務省などは、消費者庁と同様の照会の規定を持つてないようであるが、これらの府省等は、「報告書」の言う「公私の団体に照会する」ことをおこなつてないのかどうか明らかにされたい。

十五 「報告書」では、「適性評価制度」において、対象本人の調査に加え、「配偶者のように対象者の身近にあつて対象者の行動に影響を与える者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる」としている。現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、対象本人の配偶者は、調査の対象になつているのか明らかにされたい。府省庁等ごとに異なる場合には、府省庁等ごとに明らかにされたい。

内閣衆質一八三第三一号  
平成二十五年三月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
内閣衆議院議員赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問

に対する答弁書

一について

「カウンターリージェンス機能の強化に関する基本方針」(平成十九年八月九日カウンターリージェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。)に定める特別管理秘密(以下「特別管理秘密」という。)の管理について必要な事項を定めている府省等は、内閣官房、内閣法局、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察

省、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学

確認制度」においては、国家公務員等の基本的人権との関係が問題となる。現行のこれらの制度について、基本的な事項を質問してきたが、

「特別管理秘密」においては、府省等が管理する特別管理秘密の指定事項の数や名称、その増減等、「秘密取扱者適格性確認制度」において、適格性の確認された人数やその調査事項などをまず、最低限、政府のホームページ等で定期的に公表するべきではないか。

省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省である。

零、海上保安庁が零、環境省が零及び原子力規制委員会が二である。また、外務省においては、秘密保全に関する規則（昭和四十五年外務省訓令第五号）に基づき、「外交機密文書等」、「他の行政機関等から受領した秘密文書等に相当する文書等であつて、当該他の行政機関等において特管秘密文書等に相当する文書として取り扱われているもの」及び「我が国が外国政府等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結等している場合であつて、当該国際約束等に基づく保護の対象となる秘密文書等のうち、特管秘密文書等として取り扱うことが必要と認められるもの」を特別管理秘密文書等（特別管理秘密を記録する文書、図画又は物件及び特別管理秘密を具体化する物件をいう。以下同じ。）として取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。防衛省においては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和三

特別管理秘密として指定している事項の数は、平成二十五年三月六日時点で、内閣官房が四十九、内閣法制局が零、内閣府が一、宮内庁が三、公正取引委員会が零、警察庁が五、金融庁

三について  
十九年法律第百六十五号)第九十六条の二第二項に規定する防衛秘密を特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していく。なお、防衛秘密については、同法別表第四に掲げる十の事項に該当するものとして、同日時点で、防衛大臣が二百三十八事項を指定している。

四、法務省が零、公安調査庁が四、財務省が零、文部科学省が零、厚生労働省が一、農林水産省が零、経済産業省が十二、国土交通省が零、海上保安庁が零、環境省が零及び原子力規制委員会が二である。また、外務省においては、秘密保全に関する規則（昭和四十五年外務省訓令第五号）に基づき、「外交機密文書等」、「他の行政機関等から受領した秘密文書等に相当する文書等であつて、当該他の行政機関等において特管秘文書等に相当する文書として取り扱われているもの」及び「我が国が外国政府等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結している場合であつて、当該国際約束等に基づく保護の対象となる秘密文書等のうち、特管秘文書等として取り扱うことが必要と認められるもの」を特別管理秘密文書等（特別管理秘密を記録する文書 図画又は物件及び特別管理秘密を記録する文書

特別管理秘密文書等の件数は、平成二十四年十二月三十一日時点で、内閣官房が三十一万八千八百八十六件、内閣法制局が零件、内閣府が十四件、宮内庁が三件、公正取引委員会が零件、警察庁が一万二千三十三件、金融庁が四十九件、消費者庁が零件、復興庁が零件、総務省が三百五十二件、法務省が零件、公安調査庁が一万二千二百九十五件、外務省が一万八千五百四件、財務省が百四十件、文部科学省が一件、厚生労働省が百三十六件、農林水産省が零件、経済産業省が三百七十件、国土交通省が六百二件、海上保安庁が七千五百十六件、環境省が零件及び原子力規制委員会が五百四件である。また、防衛省において特別管理秘密文書等に相当するものとして取り扱っている文書等の件数は、平成二十三年十二月三十一日時点で、四万五千五百二十七件である。

特別管理秘密として指定している事項の名称について、平成二十五年三月六日時点で、内閣府が「核不拡散関係」、宮内庁が「皇室会議議員互選関係(一)」、「皇室会議議員互選関係(二)」及び「皇室会議議員互選関係(三)」、警察

府が「内閣衛星情報センターが人工衛星の利用その他の手段により得た画像情報又は内閣衛星情報センターが管理する情報収集衛星若しくはその地上局等のシステムに関する情報で、内閣情報官がその定めるところにより秘密とすべきものとして指定したもの」、「内閣の重要政策に関する情報について検討するための会議として警備局長が別に定める会議において議事とされた事項」、「他の官公庁が、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、特に秘匿することが必要なものとして指定したもの」、「衛星秘密等の保全に関する訓令第二条第二号に規定する二次的衛星秘密の内容及び「外国の行政機関その他の公的機関から提供を受けた情報で、公になることにより、当該機関との信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」、総務省が「防衛省機構・定員要求書等」、「在日米軍が使用する周波数に関する情報であつて「Secret」として提供されているもの」、「武力攻撃事態等対処に関する情報のうち、他省庁が特別管理秘密に指定した情報」及び「情報収集衛星から得られる画像情報」、公安調査庁が「内閣情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「合同情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「平成二十一年三月三十一日以前から当庁で保管している内閣情報管理に関する文書」並びに原子力規制委員会が供された情報・資料」、厚生労働省が「病原体等機関から特別管理秘密にすることを条件に提会議及び合同情報会議が決定した事項」及び「関

「核物質防護関係」及び「核不拡散関係」である。また、内閣官房においては、平成二十五年三月六日時点で、特別管理秘密として「暗号関連」、「内閣情報報会議が決定した情勢認識」、「内閣情報報会議が決定した重点事項」、「合同情報会議が決定した情報評価書」、「情報収集衛星運営委員会が定めた年度画像情報収集重点」、「情報収集衛星運営委員会幹事会が定めた年度撮像重点」、「情報収集衛星運営委員会事務局が作成した撮像月の撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲並びに緊急要求に係る撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲に係る文書（電磁的記録を含む。）」、「内閣情報調査室が衛星秘密を利用して作成した文書、図画又は物件」、「内閣情報調査室が情報収集衛星運営委員会事務局に提出する情報要求」、「衛星秘密の保全に関する文書であつて、極秘として保護する必要があるもの」、「外国政府又は国際機関により「SECRET」（これに相当するものを含む。）以上の秘密に指定された情報であつて、内閣情報調査室に対して直接提供されたもの又は他の行政機関を通じて提供されたもの」、「内閣衛星情報センターが作成した年度撮像基本計画」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもの（校正検証に用いられるものを除く。）」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもの（校正検証に用いられるものを除く。）」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により入手した衛星画像情報

測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ五号機に関するもの）、「情報収集衛星レーダ六号機に関するもの」及び「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ五号機に関するもの）」、「情報収集衛星等の運用のための暗号アルゴリズム、暗号鍵又は暗号鍵の配達方式に関する事項を十件指定しているが、これらの具体的な名称について、情報収集衛星等の運用に関する事項であり、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。経済産業省においては、同日時点で、特別管理秘密として安全保障に関する事項及び核物質防護に関する事項に限定して十二件指定しているが、これらの具体的な名称については、これを明らかにすることにより、同省の特別管理秘密の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

なお、二について述べたとおり、内閣法制定局、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び環境省においては、特別管理秘密として指定している事項の数は零であり、外務省及び防衛省においては、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。

ものの数は、内閣官房が一、総務省が一及び文部科学省が一であり、これらの名称は、内閣官房が「内閣衛星情報センター」が情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもののうち、情報関心が推察されるおそれがあるもの」、総務省が「防衛省から提供された自衛隊法第九十六条の二に規定する防衛秘密」及び文部科学省が「核物質防護に関する情報のうち、極秘文書として指定されているもの」である。また、内閣府において特別管理秘密として指定した事項であつて同日までにその指定を解除したもののは三であり、これらのうち一事項の名称は、「原子力委員会及び内閣府原子力政策担当室の所掌事務に係る資料として文部科学省又は経済産業省から提出を受けたもののうち、文部科学省又は経済産業省が特別管理秘密として指定した情報に該当する部分。」であるが、その他の事項の名称については、これを明らかにすることにより、政府の特別管理の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。経済産業省において特別管理秘密として指定した事項であつて同日までにその指定を解除したものの数は十で、核物質防護に関する事項及び核不拡散に関する事項であるが、これらの具体的な名称については、これを明らかにすることにより、政府の特別管理秘密の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

学省が同日時点で三十二人、厚生労働省が同日時点で八人、農林水産省が同日時点で五人、経済産業省が同日時点で八十九人、国土交通省が同日時点で十三人、海上保安庁が同日時点で三百十人、環境省が同日時点で六人、原子力規制委員会が同日時点で五十二人及び防衛省が同年六月三十日時点で六万四百八十人であり、これらの合計は、六万四千三百八十人である。

#### 九について

消費者庁以外の府省等において、お尋ねの「消費者庁と同様に、各行政機関の長」以外の者が基本方針に定めるクリアランス手続(以下「クリアランス手続」という。)の実施権者として定められている府省等と当該府省等においてクリアランス手続の実施権者として定められる者は、内閣法制局においては同局総務主幹、官房内閣においては同庁長官官房秘書課長、公正取引委員会においては同委員会事務総局官房人事課長、復興庁においては同庁のカウンターリジエンスを担当する参事官、総務省においては総務大臣、同省大臣官房長、同省本省局長、総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第十四条第二号に規定する事務を分掌する政策統括官、同省電気通信紛争処理委員会の事務局長、同省本省に置かれる施設等機関の長、同省政治資金適正化委員会の事務局長、同省管区行政評価局長、同省沖縄行政評価事務所長、同省公害等調整委員会の事務局長、同省消防長官又は同庁消防大学校長、法務省においては法務大臣又は特別管理秘密の管理責任者、文部科学省においては同省大臣官房人事課長、厚生労働省においては同省大臣官房長又は同省大臣官房評価改善課長、経済産業省においては同省大臣官房長、国土交通省においてはその職員が所属する部局等の長、海上保安庁においては同庁総務部人事課長、環境省においては同省大臣官房長又は同省大臣官房秘書

又は同庁本庁総務部長、文部科学省においては同省大臣官房人事課長、農林水産省においては同省大臣官房評価改善課長及び海上保安庁においては同省大臣官房人事課長である。

#### 十について

秘密取扱者適格性確認制度においては、お尋ねの通知を本人に対して行うこととはしていない。

#### 十一、十四及び十五について

お尋ねについては、いずれも秘密取扱者適格性確認制度の具体的運用に関わることであり、これを明らかにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

#### 十二について

秘密取扱者適格性確認制度において、お尋ねの渡航履歴等の照会を行っている府省等があるかについては、秘密取扱者適格性確認制度の具体的運用に関わることであり、これを明らかにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。また、外務省においては、国家公務員の渡航履歴を把握しておらず、仮にお尋ねの「政府内からの国家公務員の渡航履歴について照会があつた場合」に、これに応ずることは困難である。

#### 十三について

お尋ねの「各行政機関の長」以外の者が基本方針に定める適格性の確認(以下「適格性の確認」という。)を行う者として定められている府省等と当該府省等において適格性の確認を行う者として定められている者は、内閣官房においては

内閣情報官又は内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長、内閣法制局においては同

局総務主幹、内閣府においては同府大臣官房人事課長又は同府沖縄総合事務局総務部長、宮内

課長、原子力規制委員会においては同委員会原子力規制庁長官及び防衛省においては防衛大臣又は同大臣が定める者である。

#### 十六について

特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度については、「カウンターリジエンス推進会議決定」により公開している。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求についても適切に対応しているところであり、今後とも、適切に対応してまいりたい。

#### 十七について

内閣情報官又は内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長、内閣法制局においては同